

第三章 関東大震災と復興活動

第一節 関東大震災

61 小田原警察署管内震災情况誌 第一集

一九二三年九月

〔表紙〕

於大正十二年九月一日

小田原警察署管内震災情况誌 第七輯

小田原警察署

目次

- ◇一、震災時ニ於ケル部内ノ一般的状況 (一)
- ◇二、震災及火災発生時ニ於ケル警察官署トシテ執リタル応急処置 (八)
- ◇三、警部補派出所、巡查部長派出所及重ナル市街地又ハ惨害多キ地ニ於ケル派出所又ハ駐在所ニ於テ執リタル処置 (四一)
- ◇四、震災又ハ火災ノ概況 (四七)

- ◇五、火災発生ノ状態 (六)
- ◇六、震災時ニ於ケル罹災者ノ避難状況及場所及警察官ノ避難地指導ノ状況及其ノ概数竝ニ避難シ得サリシ者ノ救護処置 (七)
- ◇七、震災中悲惨ヲ極メタル場所及其ノ惨状 (九一)
- ◇八、罹災者救護ノ処置及状況 (九八)
- ◇九、軍隊急派ノ要求ト軍隊ノ配置 (一〇五)
- ◇一〇、震災時ニ於ケル署内ノ状況 (一〇七)
- ◇一一、交通ノ障害ト復旧 (一一)
- ◇一二、電力事業ノ破壊及復旧 (一二)
- ◇一三、震災時ニ於ケル刑務所ノ状態及勾禁囚ノ解放 (一二四)
- ◇一四、警察署ニ於テ施設計画シタル事項及之ガ実行状況並ニ効果 (一二六)
- ◇一五、震災ニ関スル美談哀話 (一三)
- 二、震災及火災発生時ニ於ケル警察官署トシテ執リタル応急処置 (四七)

一、真鶴村字真鶴港 (二二頁)

同所ハ急傾斜ノ地所ニ離段型ニ立並ヒタル村落ナリ
シガ震災ト同時ニ数ヶ所ヨリ発火シ見ル間ニ全部落
ニ燃ヘ拡ガリタルモ、元来同地ハ飲料水ガ乏シキ土
地柄ナルト混乱ノ際トテ消防ニ従事スル者ナク放任
ノ已ムナキ状態ニテ、遂ニ全村殆ント大部分四百四
十六戸ヲ焼失シ自然ニ鎮火シタリ

三、警部補派出所、巡查部長派出所及重ナル市街地又ハ
惨害多キ地ニ於ケル派出所又ハ駐在所ニ於テ執リタル
処置

一、門川巡查部長派出所 (四四頁)

同所詰巡查部長前野源一郎ハ所内ニアリテ激震ト共
ニ避難シタルモ家屋崩潰ノ為メ四男高(三年)ガ家
屋ノ下敷トナリタルヲ発掘其儘吉浜村方面ニ出張途
中土肥村石井医院附近ニテ火焰ノ立チ昇ルヲ発見直
チニ現場ニ駆ケ付ケ家人ト共ニ消防ニ従事シタルモ
目的ヲ達スル能ハズ勇ヲ鼓シテ消防ニ勸メ居リタル
折柄附近住民ノ来援ニ依リテ大事ニ至ラザルヲ得タ

ルヲ以テ再ビ吉浜村ノ状況視察ニ出張同村駐在小野
巡查ニ一般救護上ノ指示ヲ為シ同村避病舎ニ患者八
名ヲ收容シ居リタルニ家屋崩潰シタルニ依リ之レカ
安否取調べニ出張シ引続キ真鶴村方面ヲ視察スベク
同村ニ向ヒシモ道路墜落ノ為メ歩行シ得ス、殊ニ夜
ニ入リタルヲ以テ吉浜村ニ引返シ消防組ヲ召集シテ
夜間ノ警戒方ヲ指示シ翌二日ハ真鶴村方面ヲ視察シ
タルニ同地ハ全村烏有ノ災厄ニ会ヒタル実況ニテ救
護一層必要ナルヲ感じ、村当局ト食糧配給上ノ打合
セヲ為シ傷病者治療ニ関シテハ同村医師佐藤僖一ト
打合セヲ為シ救護方法ニ付テハ柳田駐在巡查ニ指示
シ尚受持部内タル福浦岩面村ノ視察ヲ為シタルニ同
村大半ハ比較的被害尠少ナリシガ同月四日熱海線工
事従事中ノ鮮人工夫対村民ノ衝突事件ニ対シ部下ノ
駐在巡查ヲ指揮シテ鎮撫ニ努メタルモ力及バズ遂ニ
鮮人ノ暴行ニ基キ地方自警組合員等自称台湾人陳宝
田外四名ヲ殺傷スルニ至リ急ヲ報シテ応援ヲ求メ指
揮ヲ請ヒ爾後事ナキヲ得救護ノ上村当局ト協商機宜

ノ処置ヲ採リタリ

四、震災又は火災の概況

(三)、真鶴村八三四番地旅人宿業平井健太郎方ニ於テハ家族九名倒壊家屋ノ下敷トナリ救護ヲ求ムルモ人ナク遂ニ生キナガラ襲ヒ来レル猛火ノ為メ挙家焼死シ
(五一頁)

ホ 海瀨来襲ノ状況 (五八頁)

部内海瀨ノ来襲セル地域ハ真鶴、吉浜、片浦、福浦、岩ノ五ヶ村ニシテ

一、真鶴村ハ真鶴港ニ於テ被害最モ甚シク同地ハ大部分漁業ヲ以テ本業トシ随テ海岸近キ漁村ニシテ土地傾斜セル雛段形ノ村落ナルガ強震ニ依リテ地

震災調査表

町村別	区別		死	傷	不行 明衛	計	全潰	半潰	全焼	埋没	流夫	計
	戸数	人口										
真鶴村	八三二	三、六五〇	七八	一一七	五	二〇〇	四九	一六三	四六七	一	九	六八八
福浦村	一八二	一、一四〇	一八	六五	一	八四	五三	九七	一	六	一	一五六
岩村	二七二	一、五一五	四一	八八	八	一三七	九一	九六	一	一一	五〇	二四八

小田原警察署

所ノ崩壊家屋全部ノ倒潰ヲ見密集部落ノ為逃場ニ窮シ海岸指シテ避難セントスル際港内海水著シク減少シ約五十間ニ亘リテ海底ヲ望ミ得タルガ之レヲ目撃シタル海岸ノ避難民ハスワコソ海瀨ノ襲来ト俄ニ慌テ逃ケ出ス、其瞬間激浪怒濤逆巻キテ物凄ク押シ寄せ来リ、見ル間ニ崩潰家屋九戸ヲ浚ヒ平時浪打際ヨリ約二十間ノ高地ニ浸水シタリ

二、真鶴村ノ隣村岩村ニテモ海瀨ノ襲来アリシガ同村ハ緩傾斜ノ村落ナルモ海岸ヨリ稍々離レタル個所ナリシヲ以テ浸水家屋八戸ヲ出シ之等ハ全部海中ニ流失シタルモ之ニ依ル死者僅ニ五名ナリキ

五 火災発生ノ状態

ス、真鶴村戸数四六七戸焼失（七四頁）

一、真鶴村尋常高等小学校ニ於テハ震災ト共ニ校舍倒潰シ職員大部ガ校舍ノ下敷トナリタルタメ黃燐其他ノ化学藥品ノ置場ヨリ午後零時十分頃発火シタルモ之レヲ消火セントスルモノナク職員全部ガ這出シタル際ハ既ニ校舍ハ猛火ニ包マレ凄シキ勢ヒヲ以テ延焼シツ、在リタル際ナリシカバ御真影ヲ辛フジテ搬出シタルニ止マリ、延焼スル火災ハ水ト消防手トノ欠乏ニヨリ手ノ付ケ様モナク拱手望観スルノ外執ルベキ手段ナカリシト同時ニ職員三名焼死セリ

二、同村八七一番地漁業 青木福太郎

方ニ於テハ台所ノ七輪ニ火ヲ起シ昼食ヲ用意セントスル際震災ニ遭遇シ屋外ニ避難シタルニ忽チ発火シ四方ニ延焼ス

三、同村六八三番地漁夫 大澤直次郎

方ニ於テハ火鉢ノ中ニ火ヲ起シ置キタルガ激震ト

共ニ屋外ニ飛ヒ出シ之レニ注意セザリシタメ戸障子倒潰シ来リ火災ヲ起シ折柄南風ニ煽ラシテ忽チ四隣ニ延焼ス

四、同村六五二番地漁夫 西尾伊勢松

方ニ於テモ昼食ノタメ炊事場ノ焔炉ニ火ヲ起シ置キタルガ之レニ家屋倒潰シ午後零時二十分頃火災ヲ起シ隣家ニ延焼ス

五、同村五五五番地齒科医 近藤利雄

方ニ於テハ震災ト共ニ家屋倒潰シ薬品室ヨリ午後零時四十分頃発火シタルガ當時同村ニ於テハ各地ヨリ発火シ殊ニ海岸ヨリ吹キ荒ム南風ノ為メニ先キニ発火セル同村ノ火災ハ焰々火粉ヲ四方ニ飛バシ延焼シツ、アル光影凄慘ヲ極メ住民ハ老幼婦女ヲ伴ヒ避難スルニ汲々トシテ之レヲ消火セントスルモノナク猛火ハ忽チ四隣ニ飛ビ火勢ヲ加ヘタルモノニテ以上五ヶ所ヨリ発火シタル火災ハ焰々天ヲ焦シ摺鉢形ノ同港ハ大半火焰ニ包マレ大旋風ヲ卷キ起シ瓦土石ノ嫌ナク卷キ上ゲテ八方ニ降り散

ラス様物凄ク避難民ノ逃ケ惑フ様ハ宛然修羅ノ巷

ノ如ク惨鼻ノ極ヲ極メタルガ同地駐在ノ柳田巡查

ガ消防ヲ指揮シ猛火ト戦ヒ防火ニ従事シタル為メ

左シモノ猛火モ次第ニ火勢衰ヘ翌二日午前迄ニ四

百六十七戸ヲ焼失シ鎮火セシムルニ至リタリ

六、震火災時ニ於ケル罹災者ノ避難状況及場所及警察官

ノ避難地指導ノ状況及其ノ概数並ニ避難シ得ザリシ者

ノ救護処置

真鶴村ハ倒潰后火災ニテ大部分ヲ焼尽シ罹災者ハ真鶴小

学校裏庭及附近ノ畑地ニ約三千人真鶴駅ニ至ル県道沿ヒ

約三百人避難シ各仮小屋等ニ居住セリ、真鶴小学校ハ真

鶴村北端ニ位シ土地高燥地域広闊ナル畑地ニ接シ大多數

ノ避難者ヲ容ルベク充分ニシテ避難所トシテ適當ノ個所

ナリ、其他ハ何レモ農村ノ部落ニシテ人家点在シ四囲ハ

田畑又ハ竹林ヲ以テ廻ラシアリテ何レモ自己ノ家敷ノ隅

避難シ得ルヲ以テ集団避難ノ要ナキ状況ニアリ、而シテ

各集団避難地ニ対シテハ巡查ヲ配置シ或ハ巡察員ヲ派シ

或ハ署長自ラ巡視シテ避難民ノ保護ニ力ヲ致シタリ

七、震火災中悲惨ヲ極メタル場所及其ノ惨状

2、真鶴村ハ震災ト同時ニ数ヶ所ヨリ火災起リ下敷ト

ナレル家族ヲ救ヒ出スノ余裕ナク命カラカラ避難シ

家族ヲ顧ミル余裕ナカリシモノアリ、又海岸ニアリ

シ家屋九戸ハ丈余ノ海嘯ノ為メニ流失シ四六七戸ノ

焼失ニテ七十八名ノ庄焼溺死者ヲ出シタリ

3、岩村ハ海嘯ノ襲来ニ依リテ三十一棟戸数五十戸ヲ

流失シ溺死者二名ヲ出シタル外山崩ニテ埋没戸數十

一戸埋死八名ヲ見ルニ至レリ

八、罹災者救護ノ処置及状況

岩村組合村ニ於テ応急的施設ヲ為サザルカ各戸共糧

食ノ所持ナク餓ニ迫ル、状態ナリシガ真鶴駅前各運送

店ヨリ白米貳拾俵ヲ岩村消防組頭ニ於テ借用シ食糧欠

乏者一般ニ配給シタルガ救恤其他ナシ

真鶴村 真鶴駅ヨリ白米拾俵ヲ一時融通ヲ受ケ吉浜村川

堀地内ニ於テ炊出シヲ為シ一般罹災民ニ給与シ後玄米

ヲ購入シ二日夕刻ヨリ村当局ニ於テ一日一人二合ノ割

合ヲ以テ村民一同ニ配給ニ着手セリ其数量約八拾五俵

ナリ

一一、交通ノ障害ト復旧

(2) 熱海線 (一二二頁)

国府津ヨリ分岐シテ鴨宮小田原早川根府川ヲ経テ真鶴駅ニ至ル支線ニシテ小田原駅ハ大正九年十月之レガ開通ヲ見、越ヘテ客年十二月早川、根府川、真鶴ノ各駅開通セラレ管内ハ御用邸離宮三ヶ所アリ、且ツ箱根ノ勝影ニ加フルニ箱根湯河原等ノ温泉地帯アル關係上皇族貴顯ヲ始メ乗往ノ旅客ハ常ニ充滿シ尚熱海線真鶴以南ノ工事モ着々進捗シ、大正十二年九月二十五日ニハ湯ケ原線ノ開通ヲ見ルベク夙ニ熱海湯ケ原方面ノ歡迎切ナルモノアリテ已ニ同地一帯ニ開通祝賀ノ準備ニ着手シ鐵道建設当局ハ該工事ヲ急キツ、アリタルモノナルガ一震ニシテ悉ク之等ハ跡型モナク破壊シ各停車場ハ見ル影モナク倒潰セラレ、就中根府川駅ハ地形ノ關係上無慘ニモ海中ニ崩壊墜落シ當時乗車スベク駅ホームニ待合居タル老若男女五十余名悉ク海中ニ墜落溺死シ且ツ東京発真鶴

行下リ第百九列車(客車七両連結)ハ同地先ニ於テ線路諸共海中ニ転覆乗客ノ推定約二百名悉ク行衛不明トナリ、一方真鶴発東京行上リ列車ハ將ニ根府川南墜道ヲ出デントスル際墜道出口崩壊ノ為メ機關車埋没セラレ乗務員慘死シタルモ乗客ニハ死傷ナカリシガ此墜道ト根府川駅間ニ架シタル二重鉄橋ハ高サ百二十尺日本第一ノ称アリシモノナリシガ聖岳ノ山崩ノ土砂押シ来リテ橋脚諸共海中ニ投セラレ凄愴言語ニ絶スルモノアリ、殆ンド断崖ノ崩潰ト共ニ海中ニ墜落シ十一ヶヲ算ヘタル墜道モ亦殆ト欠潰シテ玆數年間復旧ノ見込ミ立たズ

真鶴駅モ亦倒潰シ地盤ハ大亀裂ヲ生シ線路悉ク陥没崩壊セリ

(二) 軌道關係 (一二五頁)

熱海軌道組合真鶴營業所ハ第一震ニシテ全潰シ軌道ハ地形ノ關係上悉ク陥落埋没或ハ沈下シ殊ニ土肥村門川境ヨリ静岡県地内熱海ニ至ル間ハ軌道悉ク海面ニ崩壊セラレ到底復旧ノ見込ミ立たサル迄ニ慘害ヲ蒙

リタルヲ以テ營業解散ノ止ムナキニ至リ九月二十一日廃止出願セリ

(二) 熱海県道 (二一八頁)

熱海県道即チ小田原、早川、片浦、真鶴、吉浜、土肥ノ各村ヲ経テ静岡県熱海町ニ通スル道路ハ概シテ海岸断崖ノ地ナルヲ以テ到ル処大亀裂ヲ生シ就中片浦村根府川部落ノ如キハ山津浪ノ襲来ヲ受ケ一部落悉ク埋没セラレ道路ハ勿論家屋人畜生埋ノ慘害ヲ蒙リ其他全線ニ亘リ欠潰埋没全ク交通杜絶シ辛フシテ十一月初旬ニ至リ人馬ノ交通ヲ得ルノ程度ニ復旧セラレタリ、同区間橋梁ハ大ナルモノナク只小田原町ヨリ早川村ニ通スル早川橋ノ小破ヲ見タルノミニシテ之レトテ震災直後ニ於テ復旧セラレタルヲ以テ橋梁ノ被害特記スベキモノナシ

一四、警察署ニ於テ施設計画シタル事項及之ガ実行状況並ニ効果

一、汽船營業開始ノ促進 (二一九頁)
屢々記載セル如ク部内ノ震害比較的激甚ニシテ真鶴

及ビ湯ヶ原方面ニ至ル道路ノ破損殊ニ甚シク交通全然杜絶ノ状態ニテ該地方民ノ不便一層甚シキモノアリ、加フルニ之レニ伴フ食糧其ノ他日常必需品ノ回送至難ナルモノアルヲ以テ応急措置トシテ海路ニ依ルノ捷徑ナルヲ察知シ小田原町有力者(漁業家)鈴木英雄ヲ慫慂シテ小田原、真鶴(湯ヶ原間)間ニ発動汽船回航營業方ヲ図リシニ同人ニ於テハ義侠的之レニ賛同シ目下營業出願中ニテ近ク營業開始ヲ見ルニ至ルベク斯クシテ交通機関ノ整備ヲ図レリ

一、検問所ノ設置 (二二一頁)

前古未曾有ノ震災ト交通通信両機関ノ杜絶トハ各地至ル所ニ流言蜚語ヲ生ミ人心ノ不安動搖甚シキモノアリ加フルニ此ノ混乱状態ヲ奇貨トシ不善ヲ為スノ徒輩又統出スルノ傾キアルヲ以テ之レガ警戒警備ノ為メ九月四日ヨリ部内国府津村国府津駅前東海道分岐点、酒匂村字山王橋際、土肥村字門川、箱根町元関所跡及真鶴村字城口ノ五ヶ所ニ検問所ヲ設置巡查二名ヲ常置シテ一般取締ニ当テ以テ地方部民ノ安定

ヲ図リ随時報告ヲ徴シテ一般処務ノ資料ニ備ヘ十月十日ニ至レリ

一五、震災ニ関スル美談哀話

(一) 忠君ノ精神ヲ發揮シタル事例

足柄下郡真鶴村尋常高等小学校長 (一三三頁)

岡田英治

真鶴小学校ハ九月一日、土曜ニテ生徒ハ既ニ授業ヲ終リテ退出シ校長以下六名ノ教員ハ尚残リテ教員室ニアリタル際彼ノ激震ニ逢ヒ校舎ヲ全潰シ六名悉ク家屋ノ下敷トナリ脱出スルヲ得ズシテ苦悶中火ハ西南隅ニ当ル理科教室ヨリ発シ折柄ノ烈風ニ煽フラレテ校舎ヲ舐メ尽サントスル物凄サニ圧倒サレタル職員ハ何レモ焼死ノ覚悟ヲナシタルニ校長ハ家屋ノ下ニハナレドモ不思議ニ身体ノ自由ヲ失ハサリシニヨリ匍匐シテ脱出ヲ求ムレドモ得ズ、火ハ益々近ツキ来リ将ニ身ニ及バントスルヨリ決心シテ火中ニ入り漸ク九死ニ一生ヲ得テ校庭ニ出ズレバ未ダ御真影ハ其儘ナルヨリ死ヲ決シテ再ビ火中ニ投ジ教員室ニ奉

安セル御真影ヲ奉シテ校庭ニ出ルヤ疲労ト負傷ノ為メ其場ニ昏倒シ漸ク避難者ノ手当ニヨリテ蘇生シタルモノニシテ激震猛火ノ中ニ死ヲ顧ミスシテ御真影ヲ奉遷シタルハ真ニ得難キ行動ナリ

足柄下郡真鶴村九三二番地 (一五一頁)

斉藤緑郎 当四十二年

九月一日震災後ノ火災ニ於テ真鶴村ハ殆ント全焼シ焦土ト化シ僅カニ残レルノ一少部分ノミナルモ此ノ一少部分モ又右斉藤緑郎等ノ努力ニ依ルモノナリ、当時真鶴村九三六番地青木徳太郎宅二階家ハ震災ノ為メ尾根瓦墜落シ板葺ノミトナリタルニ火焰ハ盛ニ之レニ注キ同家モ既ニ発火シタルヲ発見シタル同人ハ直ニ家根ニ上リテ之レヲ消シ止メントシタルモ震動ノ為メ一度地上ニ落下シタルニモ屈セズ再び屋上ニ上リ他人ヨリ危険ナルヲ以テ中止セヨトノ忠告モ肯キ入レズ屋上ニアツテ防火ヲ継続シタルヲ以テ衆モ之レニ励マサレ遂ニ同家ノ一部ハ焼キタルノミニテ之レヲ消シ止メ約五十戸ノ類焼ヲ免レシメタルモ

ノニシテ人皆其ノ効績ヲ称揚シ居レリ

(小田原市 小田原市立図書館蔵)

小田原警察署管内において、署員たちによって行われた関東大震災発生直後における警備・救護・情報収集等の活動をまとめたものが「小田原警察署管内震災情況誌 第一集」(一九二三年九月、小田原警察署)で、現在小田原市立図書館に所蔵保管されている。震災直後の現場の状況を生々しく伝える資料として各方面から注目されている。本史料に登載したものは、そのうち真鶴村・岩村にかかわる部分の抄出である。なお史料本文のゴシック番号は、「震災情況誌」の目次番号と対応させ、その中の小番号・記号は、「震災情況誌」のものをそのまま用い、その中の頁を必要に応じ()に記載した。

62 土屋家日記 一九二三年九月一日〜九月十五日

大正十二年九月

一日 朝雨後晴、大地震、自然ノ威力ニタマゲル
全ク魄消エ 云フ可キ言葉無シ、此ノ夜、藪中二夜
ヲ明ス

二日 晴、正午流説アリ 城口へ避難セシム(駅前
テントへ) 小供衆々 実ニ心配ニナル、コウナル
ト他人ハ一切頼ミニナラスカラ、金持ホド困ル、東
京、大火ノ説アリ

三日 晴夜雨、昼前城口モ甚居悪クシテ来リシガ
天險悪ニテ暴雨出水ヲ恐レテ亦城口へ急ガス

四日 東京ノ母及浜町気掛リニテ鮮人来襲ノ噂アリ
恐々ノ中ヲ出発ス、暑熱シ、小田原迄真鶴村ノ発
動機船ニ便乗 二ノ宮 大島寄、大磯 中川泊リ、

(中略)

九日 朝早く出発、片浦道甚危険 帰宅

十日 疲労臥床

十一日 同上、水出心配眠レズ、夜中衣ヲ着ク、

十二日 上野畑ヘバラック避難所ヲ作ル

十三日 雨降ル、雨足悪シク心配ス、大不安、ドウシ

テモ岩村内へ住居スマジト固ク決心ス、

十四日 雨、小供上野へ避難、城口安心ノ場所探ガス
十五日 晴、大工、鳶不足ニテ仮家ヲ建ツ見込ナシ

(岩 土屋文雄氏蔵)

本史料は、真鶴町岩の土屋家に残された日記から採ったものである。土屋家は石材商で、本史料は日記というより商用のためのメモ的色彩の濃いものであるが、大正十二年九月一日も含めて、日記として日々の記録が記されている。記述者はのちに岩村村長を務めた土屋康二と思われる。九月二日には「流説」と「東京大火」の情報の記事が早くもあらわれている。「流説」はその内容が定かでないが、四日になると明確に朝鮮人來襲のうわさと記されてくる。「流説」の広がりやの速さに驚かされる。

63 震災誌編纂資料 一九二四年三月八日

真収第一三一八号

大正十三年三月八日

真鶴村外二ヶ村組合役場

足柄下郡役所御中

震災誌編纂資料ニ関スル件

客年十二月三十日亥足収第一四五八号ヲ以テ標記ノ件御照会ニ依リ別紙ノ通り此段及回報候

(1) 震災誌編纂資料

一、町村トシテノ活動状況

真鶴村ハ九月一日震災ニ伴フニ海嘯アリ、剩ヘ火災四方ニ起リ大部分焦土ト化シ罹災民ハ喰フニ物ナク住ニ家ナキ慘状ナルヲ以テ一日夜ハ吉浜村通称川堀青年会ニ依頼シテ白米十俵ヲ炊出シ高丘ニ散在セル避難民ニ握米ヲ配付シタリ、翌二日ニ至リ玄米五十五俵ヲ購入シ小学校々庭ニ於テ一先一人五合宛配給ヲ開始セルモ村ノ商人ハ震火災ニ依リ持米亡失シタルヲ以テ村理事者ハ足柄村ヨリ玄米百俵購入スル為メ機械船ヲ傭船シ運輸道ヲ開キタリ、交通機関ハ杜絶シタルヲ以テ食品移入及交通ノ便ヲ計ル為メ機械船三艘ヲ傭船シ小田原真鶴村間ノ無賃乗車ノ便ヲ計レリ

真鶴村青年会員在郷軍人分会員戸主会員等ハ震災直後全部出勤シテ罹災民救助及道路ノ応旧修理其他ニ従事シタリ

真鶴村ニ於テ有償購入品ニシテ罹災民ニ無償配給シタルモノ左ノ如シ

白米、玄米 二百七十二石二斗五合

一万百六十七円六十七銭

一日一人平均五合宛延三十一日分
配給人員約三千六百二十八人強

副食物 醬油 塩鮭鱒 ラッキウ漬等購入高

五百四十四円五十銭一人平均十五銭宛配給

(2) 商工業方面 四三八、四〇〇円

畑 七十町余歩

(3) 農業方面 (損害面積等) 一五五、六〇〇円

(4) 蚕業方面 ナシ

(5) 漁業方面 (漁場等) 三五八、六〇〇円

山林 五九町余歩

(6) 山林方面 (損害面積立木等) 五万円

(7) 土木建築方面 (橋梁等ニ付テハ鉄筋コンクリート) (石造、木造ノ別)

村道欠壊崩壊損害 三万五千元

(8) 名所、旧蹟、天然記念物並国宝、準国宝等ノ破壊

ト其損害見積価格

古蹟鴟窟 (盛衰記ニ頼朝鴟ノ岩谷ニ隠ルトアリ)

主ナリ岩石ハ亀裂ヲ生シ為メニ附属ノ岩ハ崩壊シ窟ノ美風ヲ添ヘタル涯上ノ老松 (目通り丈余) ハ震害ニヨリ港内ニ倒レ流失シ岩石赤土露出シ古色ノ見ル

影ナシ

三、震災ト地勢並地質の変化

真鶴港内ニ於テ五尺余真鶴岬突端ハ八尺余隆起ス村落

ヲ去ル十五町余ノ地点山地ニシ埋没畑山林面積二十余

町アリ

四、震災ニヨリテ生シタル善行美談

震災ノ為メ家屋ノ下敷トナリ又ハ石垣等ニ圧セラレタ

ルモノ二十余名ヲ救助セラレタリ

五、其他参考資料 写真

死亡者 (死死其他 九三人 負傷 (重傷 三八人 輕傷 五四人)

行衛不明者 六人

(2) 震災誌編纂資料

一、町村トシテノ活動状況

岩村ハ九月一日ノ震災ニ伴フニ海嘯アリテ海岸住民ノ

流失溺死セルモノ多数アリ

一日夜高丘ニ散在セル罹災民ニ炊出シ握米ヲ配付シタルモ村内商人ノ持米僅少ニシテ多数罹災者ニ配給スルコトヲ得サル為メ村理事者ハ静岡県下沼津清水等ニ食

糧品ノ購入ノ為メ委員ヲ出発セシメ有償購入シ罹災民ニ無償配給シタルモノ大体左ノ如シ

白米玄米 百八十六石八斗八升 六千八百七十五円七十五銭

麦 四十三石八斗 六百八十円也

配給人 一四六〇人 一日ニ合宛延七日分

同 一日五合宛延二十七日分

副食物 味噌、醤油、塩鱈、豆類、玉葱

ラッキョウ、沢庵漬、塩其他

合計 金八百七十六円

一人平均五銭宛延十一日分

岩村青年会在郷軍人分会消防組員等ハ震災直後全部出勤シテ罹災民救助及道路応旧修理倒潰家屋取片付其他ニ従事シタリ

(2) 商工業方面 二十五万円

(3) 農業方面(損害面積等) 百町歩 三十万円

(4) 蚕業方面 壱万五千元

(5) 漁業方面(漁場等) 五千元

(6) 山林方面(損害面積立木等) 百六十町歩七万円

(7) 土木建築方面(橋梁等ニ就テハ鉄筋コンクリート、石造木造ノ別)

村道二万五千元

(8) 名所旧蹟、天然記念物並ニ国宝準国宝等ノ破壊ト其損害見積価格

ナシ

三、震災ト地勢並地質的変化

海岸 地帯五尺位隆起ス

四、震災ニヨリテ生シタル善行美談

五、其他参考資料 写真

死亡者(正死其他 七十四名、負傷後死亡 三名)

負傷者(軽傷 三十五名、重傷 三十八名)

(真鶴町役場蔵)

本史料は、昭和二年九月に神奈川県が発行した「神奈川県震災誌」の資料として真鶴町外二ヶ村組合がその被害状況を足柄下郡役所を通じて神奈川県に提出したものである。(1)が真鶴村、(2)が岩村のものである。史料61の震災調査表と比較すると数値の違いがかなりみられるが、こちらの数値の方が震災復旧が一定程度なされた後のものであり、客観性が高いとみることができよう。

64 表彰調書（朝鮮人二名救助したる青木秀太郎について）

一九二四年七月四日

表彰調書

神奈川県足柄下郡真鶴村七百八番地

大正四年徵集陸軍後備砲兵上等兵 青木秀太郎

右者ハ在郷軍人会真鶴村分会班長トシテ会務ニ熱心良ク他ノ役員ト協力一致会ノ發展ニ尽力セリ、又昨年九月一日大震災ニ伴フ火災ニ依リ真鶴村ハ大部分焼土ト化シ村民ハ住ニ家ナク喰フニ食ナクシテ沈論悲嘯セル秋ニ鮮人襲来ノ悲報喧伝セラレ人心悪化ノ徴候ヲ呈シタルヲ以テ本分会員ハ之レガ慰撫並ニ警戒中ノ折土肥村方面ヨリ真鶴村字城口ニ鮮人二名避難ノ為メ差掛リタルヤ極度ニ恐怖セル、罹災民ハ襲来セルモノト信シ直チニ之ヲ殺害セントシテ暴行ヲ加ヘタルヲ以テ右秀太郎氏ハ身ノ危険ヲ省ミズ狂乱セル村民ヲ慰諭シテ傷キ哀泣セルニ鮮人ノ生命ヲ安全ナラシメタル為メ本村ニハ他町村ノ如キ鮮人被害其他不名誉ノ事件ヲ未だニ防クコトヲ得タルハ共ニ輕

居妄動セズ沈着勇敢良ク人倫ノ本能ヲ發揮シタルハ在郷軍人トシテ表彰スルニ値アルモノト信スル所以ナリ

大正十三年七月四日

真鶴村外二ヶ村組合長 草柳由太郎

帝國在郷軍人会
真鶴村分会長

青木 潔

（真鶴町役場蔵）

本史料は、関東大震災時の善行表彰を行うにつき、神奈川県にその資料として提出したものである。関東大震災直後の九月四日、土肥村（現湯河原町）で朝鮮人襲撃事件が発生し、死傷者がでる騒ぎとなった。本史料にみえる朝鮮人二名が土肥村における襲撃騒ぎの中で逃げてきたものか、あるいはそれ以前の出来事か定かでない。ただ、真鶴には海軍の無線所があり、船橋の海軍無線所からの情報がかなり早くから入っていた形跡がうかがえ、朝鮮人襲撃のうわさは一般に広まっていた。土屋家日記の九月二日の記事に出てくる「流説」の語は、この間の様子を想定させる。いずれにしても、真鶴村において朝鮮人襲撃騒ぎが起きなかったのは、不幸中の幸いといえよう。

第二節 復興活動の展開

65 保安林解除申請書 一九二三年十一月十四日

亥真発第五〇号

保安林解除申請書

国	郡	村	字	地番	地目	台帳面積	解除面積	所有者住所氏名
相模	足柄下	真鶴	中山	一、一七五	山林	六二、八二一 ^反	六二、八二一 ^反	神奈川県足柄下郡真鶴村 財産管理者真鶴村外二ヶ村組合長
〃	〃	〃	一本松	一、一七八	〃	六一、四二五	六一、四二五	同
〃	〃	〃	里地	一、一七九	〃	一五、七一五	一五、七一五	同
〃	〃	〃	〃	一、一五三	〃	一三、八〇四	一三、八〇四	同

右ハ大正十二年九月一日ノ大震災ニ伴フ火災ニテ全村焦

村会決議書相添へ此段申請候也

土ト化シタルノミナラズ私有石材丁場埋没シテ住民ノ半

大正十二年十一月十四日

数ハ失業ノ惨状ヲ呈スルニ至リ是レガ家屋建築及ヒ復旧

神奈川県足柄下郡

工事材料ノ供給並ニ産業復興失業者救済ノ目的ヲ以テ該

真鶴村外二ヶ村組合長

村有地ニテ樹木ノ伐採及ビ石材採掘ヲ為スノ必要ヲ認メ

農商務大臣 田 健次郎殿

真鶴村漁業組合ノ同意ヲ得候ニ付保安林解除相成度別紙

(真鶴町役場蔵)

大正から昭和初期にかけての、真鶴地域における保安林の指定解除申請は、主に二つの理由によって行われた。一つは石材業の発展を理由とするもの、もう一つは観光開発を理由とするものであった。本史料は、石材業の維持のために、関東大震災後の災害復旧を契機に保安林指定解除を申請しているものである。関東大震災直後にはこうした石材業維持を目的とした保安林指定解除申請が多くみられるが、後には観光開発を理由としたものへと変化していくという特徴がみられる。

66 岩村立尋常小学校移築のための起債

一九二四年一月十二日

子
真
発
第
一
四
号

岩村起債ニ付キ許可稟請

岩村立尋常小学校ハ大正十二年九月一日ノ大震災ノ為メ校庭崩壊ニ伴フニ校舎全潰シ是レガ復旧ハ不可能ト認メラル、ニ付キ岩村字瀧之元七百七番外七筆此総坪数九百八十九坪ヲ岩村瀧門寺ヨリ借受ケ之ニ移転ノ止ムナキニ

至リタルニ就テハ岩村震災罹災民ノ負担ニ堪ス、且ツ這般ノ罹災救助ニ基本財産ヲ繰入レ支出シタルヲ以テ財源ニ不足ヲ生シ茲ニ金五千弐百円也ノ村債ヲ起シ移転改築資金ニ充テ度、然シテ之ガ償還方法ハ一般歳入ヲ以テ支弁シ村民ノ負担過重ヲ顧慮シ三十ヶ年賦ヲ以テ償還ヲ了シ度岩村会ノ議決ヲ経候条特別ノ御詮議ヲ以テ御許可被下成度別紙議決書謄本相添ヘ此段稟請候也

大正十三年一月十二日

神奈川県足柄下郡真鶴村外二ヶ村組合長

草柳由太郎

神奈川県知事 安河内麻吉殿

議第一号

尋常小学校移転改築其他ニ関スル件

岩村立尋常小学校ハ去ル九月一日ノ大震災ノ為メ校庭欠壊ニ伴フニ校舎全潰シ到底急速復旧ハ不可能ト認メラレ且ツ是レガ復旧費ハ岩村罹災民ノ負担ニ堪ヘサルヲ以テ資金ヲ神奈川県ヨリ金五千弐百円也ヲ借入レ改築費ニ充当シ猶岩村瀧門寺ヨリ左記土地ヲ借入レ之レニ移転改築

第3章 関東大震災と復興活動

ヲ行フモノトス

大正十三年一月十二日提出

真鶴村外二ヶ村組合長 草柳由太郎

記

村	字	地番	地目	反別	畦畔	計	所有者
岩村	瀧之元	七〇六	畑	二九歩	一〇六歩	一四坪	瀧門寺
〃	〃	七〇七	田	八	五	一六	同
〃	〃	七〇八	田	二一	八	二六	同
〃	〃	七〇九	田	二四	八	三三	同
〃	〃	七一一	〃	五〇	二〇〇	三〇〇	同
〃	〃	七一二	〃	一、二五	二〇〇	四五五	同
〃	〃	七一三	〃	五	一九	一五	同
〃	〃	七一四	宅地	二〇	一	二〇	同
合計	反別及坪数	二七〇三	五	六九	二〇	同	

一、借地料一ヶ年金壹百貳拾円也割合

二、右土地ノ耕作物補償料トシテ大正十二年度ニ限り金拾五円也ヲ支払フコト

(真鶴町役場蔵)

関東大震災によって岩村立尋常小学校は校庭の崩壊と校舎の全潰にみまわれ、移築を余儀なくされ、瀧門寺の土地を借り受けそこに移転することとなった。そのための費用捻出として行ったのが本史料における起債稟請である。また議第一号は、学校用地として瀧門寺より土地を借り受けることを議会に諮ったものである。

67 憲兵分駐所事務閉鎖の件通牒 一九二四年三月三日

真憲駐庶第八号

憲兵分駐所事務閉鎖ノ件通牒

大正十三年三月三日

真鶴憲兵分駐所長 榊原敏太郎 ㊞

真鶴村々長 草柳亀太郎殿

小田原分隊真鶴憲兵分駐所ハ三月六日限り事務閉鎖ニ決定致候条及通牒候也

追而三月七日撤退ノ予定ニ付キ申添候

(真鶴町役場蔵)

震災復興を通して軍が一般民衆の支持を広げていった様子

は、真鶴小田原道路改修に係る賃金を県費支弁とするように交渉してくれた真鶴派遣隊長歩兵中尉藤波俊二の活動『湯河原町史』（一九八五年湯河原町発行、一六七〜八頁等）によって知ることができる。本史料も三月七日には盛大に謝恩会を実施しており、軍と地域との関係もこうした史料からかいま見ることができよう。

68 真鶴村立尋常高等小学校応急費起債許可書

一九二四年三月二十五日

神奈川県指令地第二四九号

足柄下郡真鶴村

大正十三年一月十二日附子真発第一一三号稟請起債ノ件左ノ通更正シ許可ス

大正十三年三月廿五日

神奈川県知事 安河内麻吉 囑

記

一「償還方法及償還期限」ヲ左ノ通り改ム

償還方法 別紙償還年次表ノ通トシ元金ハ大正十九年

度迄据置大正二十年度ヨリ同四十二年度ニ至ル二十三ケ年度間毎年度八月廿日及二月廿日ニ於テ各年割額ノ二分ノ一宛ヲ償還ス但シ村財政ノ都合ニ依リ繰上償還ヲ為シ償還年限ヲ短縮シ又ハ低利債若ハ無利子債ニ借替ヲ為スコトヲ得

利子ハ借入ノ年度ヨリ毎年度八月廿日、二月廿日ニ於テ各々ノ翌月一日迄六ヶ月宛ヲ支払フモノトス但シ借入又ハ償還ノ場合ニ於テ六ヶ月ニ満タサルトキハ借入ノ際ニハ借入ノ翌日ヨリ償還ノ際ニハ償還ノ当日迄日割ヲ以テ計算ス

子発第一一三号 大正十三年一月十二日起案

真鶴村起債ニ付許可稟請

真鶴村立尋常高等小学校ハ大正十二年九月一日ノ大震災ニ伴フ火災ノ為メ烏有ニ帰シ之レガ急速復旧ハ真鶴村罹災民ノ負担ニ堪ヘス且ツ現下ノ本村財政ハ欠陥ニ次クニ欠陥ヲ以テスル状態ニ付キ到底一時ニ支出スルノ財源無

第3章 関東大震災と復興活動

之是レガ資金ヲ起債ニ求メ半永久的バラック式仮校舎ヲ建築仕リ度茲ニ金壹万八千四百円也ノ村債ヲ起シ其ノ資金ニ充テ度然シテ之レガ償還方法ハ一般歳入ヲ以テ支弁シ村民ノ負担過重ヲ顧慮シ三十ヶ年賦ヲ以テ償還ヲ了シ度真鶴村会ノ議決ヲ経候条特別ノ御詮議ヲ以テ御許可被下成度別紙議決書謄本相添ヘ此段稟請候也

大正十三年一月十二日

神奈川県足柄下郡真鶴村外二ヶ村組合長

草柳由太郎

神奈川県知事 安河内麻吉殿

(真鶴町役場蔵)

真鶴村立尋常小学校再建費用捻出のために、県に対して行った起債稟請とその許可書である。バラック式仮校舎建築のためにもこうした起債を行わなければならなかったわけで、当初七年間は据え置き二三年間の年賦という条件も、当時の村財政の状況からは好条件とはいえない。

69 震災応急費及歳入欠陥補填起債許可書

一九二四年三月三十一日

神奈川県指令地第一二九七号

足柄下郡真鶴村

大正十三年三月十五日附子真発第一七九号稟請起債ノ件
左ノ通更正シ許可ス

大正十三年三月三十一日

神奈川県知事 安河内麻吉殿

記

起債目的「震災応急費」ノ次ニ「及歳入欠陥補填」ヲ加フ

子発第一七九号

真鶴村起債ニ付許可稟請

昨秋九月一日ノ大震災ニ伴フ水火災ノ為メ真鶴村ハ家屋焼失焦土ト化シ又ハ流失埋没全潰ニシテ悲痛極マリナク、猶住宅地道路其他ノ崩壊欠壊等惨状劇甚ニシテ応急費ハ膨張スレ共財源ナク挙村罹災民ニシテ村費負担ニ堪

ヘス剩ヘ震災ニ依リ一般歳入ハ欠陥ニ次クニ欠陥ヲ以テ
スル状態ニ付キ財政ノ逼迫困弊其極ニ達シ是レガ資金ヲ
神奈川県ヨリ求メ茲ニ金五千円也ヲ起債仕リ度然シテ之
レガ償還方法ハ一般歳入ヲ以テ支弁シ村民ノ負担過重ヲ
顧慮シ五ヶ年据置キ大正十八年三月下旬ニ一時払ヲ以テ
償還ヲ了シ度真鶴村会ノ議決ヲ経候条特別ノ御詮議ヲ以
テ御許可被下成度別紙議決書謄本相添ヘ此段稟請候也

大正十三年三月十五日

神奈川県足柄下郡真鶴村外二ヶ村組合長

草柳由太郎

神奈川県知事 安河内麻吉殿

副 申

申請書添付書類中左記ノモノハ大正十三年一月十二日子
真発第一三号小学校応急施設費起債許可申請書ニ添付セ
ルモノト全ク同一ニ付便宜省略致候ニ付右ニ依リ御詮議
相成度副申候也

記

一、諸税負担一覧表

一、基本財産ノ有無並其ノ額

一、大正十二年度真鶴村歳入出予算及同追加更正予算

但シ大正十三年三月十五日以前ニ決議ノコト

議第一四号

真鶴村起債及償還方法ニ関スル件

真鶴村ハ小学校応急施設費以外ノ震災応急費ニ充当スル
為大正十二年度ニ於テ左記要項ニ依リ起債スルモノトス

大正十三年三月十五日提出

真鶴村外二ヶ村組合長 草柳由太郎

記

一、起債金額 金五千円也

二、借入先 神奈川県

三、利率 無利子

四、借入時期 大正十三年三月

五、借入及償還方法 普通貸借ノ法ニ依リ借入レ大正十

七年迄据置大正十八年三月十五日ヨリ同二十五日

迄ノ間ニ於テ一時償還スルコト

六、償還財源 村税其他一般歳入

(真鶴町役場蔵)

70 震災住家被害及其の回復状況に関する件

一九二四年五月二十一日

関東大震災は財政面においては、復旧費捻出の課題とともに歳入欠陥を生むという問題も引き起こした。歳入欠陥を補うために起債を行わざるを得ない状況が出現したのである。本史料は小学校復旧以外の費用捻出のための起債稟請書およびその許可書であるが、当時の典型的な起債原因を示すものとして採録した。

真収第一五一〇号

大正十三年五月二十一日

真鶴村外二ヶ村組合長

足柄下郡長

震災住家被害及其の回復状況ニ関スル件

五月二日子足収第二九三六号ヲ以テ震災大災ニ於ケル滅失住宅復旧状況調査ノ件御照会ニ依リ左記ノ通り此段及回報候也

一、震災被害状況調査 記

町村名	震災前		住家		滅失		備考
	世帯数	人口	棟数	坪数	被害世帯数	人口	
真鶴村	六五三	三、三三五	四八三	八、七八九	五二五	二、六四三	震災前世帯数及人口ハ大正十一年十二月三十一日現在ナリ
岩村	二四五	一、五一五	一三八	一、六八六	一五三	九二五	
福浦村	一六〇	一、一四〇	一二六	一、五三二	一三五	八九七	

二、震災被災住家回復状況調

五月十五日現在

村名	集团バラック居住				社寺学校等 公共建物居住		親戚故内 居住		仮家建設居住		単二雨露ヲ 凌ク仮家居住		計
	世帯数	人口	棟数 坪数	バラック 坪数	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	
真鶴	一二四	七四二	七六〇〇				二五	一一二	九六	四七五	一一五	五六四	一、八九三
岩							三一	一一	三四	一六二	二八	一二五	二九八
福浦							七		二二	九八	五	四	一五九

(真鶴町役場蔵)

大正十三年五月における被害状況の確認とその回復の様子を郡役所に報告したものである。とくに真鶴の被害の甚大さがきわだっている。震災前人口三三三五人に対し、震災から八か月を経てもいまだ仮住居暮らしの人口が一八九三人というのは、約六割近くの人が住居が定まらないという、驚くべき状況を示している。住家滅失状況について、他の史料と本史料を比較してみると、その数値に違いがみられる。「小田原警察署 震災状況誌」(史料61)、『大正震災志』(一九二六年二月二十八日発行、内務省社会局)は、いずれも同一数値をあげている。それによると、真鶴村は、全潰四九戸、全焼

四六七戸、流失九戸、岩村は、全潰九一戸、全焼〇戸、埋没一一戸となっている。本史料の住家滅失数、真鶴村四八三棟、岩村一三八棟とはその数値にひらきがみられる。その理由としては、前史料は震災直後の数値(一九二三年十月初後と考えられる)で、本史料は震災後八か月を経たの数値という時間的ずれや、滅失・全潰等のとらえ方の違いが考えられるが、こうした史料から被害の状況は十分把握できよう。

第三節 行政活動の多様化

71 大正十三年真鶴村外二ヶ村組合事務報告

一九二四年

大正十三年事務報告

本年中処理シタル事務ニ就テハ震災復旧ノ第一年ニ逢着セルヲ以テ其事業多岐ニ亘リ就中恩賜金第二回調査申請及伝達、配給品分配、罹災救助金就業資金ノ申請並伝達、収容バラック整理、県営小住宅受渡シ収容並管理、県道村道ノ改修計画、役場備付重要書類ノ作製完備、松樹払下並処分、道路ノ修築及之ガ補助申請、校舎建築、住宅資金ノ調達等、尚各村共起債数件ヲ重ネタリ、而シテ各事務処理報告ニ際シテハ保存書類焼失ノタメ其抛ルベキ資料ナク多大ノ困惑支障ヲ生ジ頗ル繁劇ヲ極メタリ本年中取扱ヒタル文書ノ数ハ収受四千二百二十四件發送七百六件内經由六百八十九件ニシテ前年ニ比シ其件数著シク多キハ主トシテ震災後ノ復旧状況調査及事業並ニ村財

政ニ関スル繁雜文書等ニシテ左ニ事務ノ種類ニ就キ其状況ヲ掲記ス

一 会 議

村 別	開 会 数	事 件 数
組 合	七	一六
真 鶴	一六	六二
岩 浦	一五	五四
福 浦	一四	四六

六 兵 事

兵事ニ関スル書類ハ一切焼失セル事ハ既ニ報告セル所ナリ動員事務ハ国家有事ノ際ノ重大ナル使命ヲ有スルモノニシテ其成績如何ハ直ニ動員計画ニ影響ヲ及ボスベキモノナルニヨリ主任書記ヲシテ関係書類復旧ニ全力ヲ注ガシメ五月ニ於ケル陸海軍動員及充員事務検閲モ無事通過セリ

十四 税 務

一本年ハ震災後ニ於ケル第一年ナルヲ以テ各村民ノ経済状態ニ鑑ミ多少ノ減免アリタルモ罹災後日尚浅ク村民

ノ財政復旧ニ臻^{イタ}ラザルヲ以テ納税成績ノ如何ヲ憂慮シタルモ比較的好成績ヲ挙グルヲ得タリ

徴税令書ヲ発シタルモノ国税ニ三千三十七件県税ニ七千五百七十八件村税ニ七千七百五十五件ニシテ滞納報告ヲナシタルモノ国税ニ於テ百二十五件県税二百八件ニシテ大別左ノ如シ

納税成績

種目	税目	村別		納額		未納額
		延人員	賦課額	延人員	税額	
国税	真鶴村	一、六三三・五二・三三	一、六二二・三三・八四	八	二〇・七	二〇・七
	岩村	七九一・四四・八八	七七一・三六・四〇	三	五・四	五・四
	福浦村	五四八・四〇・八九	五三四・三九七・六二	一四	四・七	四・七
県税	真鶴村	四、五八六・七六・七	四、二六八・二六・一〇	七	四九・七	四九・七
	岩村	一、七七四・三三・〇〇	一、七七四・二八・五	三	五・四	五・四
	福浦村	一、四九二・五九・五	一、四七一・五五・六四	二	三・六	三・六
村税	真鶴村	四、〇〇六・三五・六	四、〇四五・八七・八二	二	四八・六	四八・六
	岩村	二、〇七六・六〇・六	一、九〇六・三六・四一	一	三四・五	三四・五
	福浦村	一、四八三・二六・六	一、四七三・〇九・五	二	二六・四	二六・四

備考 岩村々税ニハ貸地料ヲ含ム

本項ニ関スル文書ノ数ハ收受三一八件、發送一〇七件ナリ

(真鶴町役場蔵)

本史料は、大正十三年事務報告からの抜粋である。関東大震災後の復興活動が本格化したのは大正十三年になってからであった。戸籍簿・除籍簿等が震災で失われたためその再製が行われ、ようやく村の体制が整ってきつつあることが、この事務報告から知ることができる。

72 岩村耕地組合設立経過報告ならびに事業報告

一九二五年十一月二日

設立経過報告

経過報告

- 一、大正十四年三月十七日附耕地整理地区測量設計認可申請同月三十日許可
- 二、五月二十三日技術員大西、平井両氏出張耕地整理地区ヲ臨検サル
- 三、六月八日技術員大西、平井両氏同上ノ為出張

四、五月二日ヨリ七月十三日マデ發起人一同耕地整理地区内ヲ実地踏査ス

五、六月二十八日事務視察ノ為メ技術員金井氏出張セラル

六、七月二十三日同上ノ為技術員大西氏出張セラル

七、八月二十五日耕地整理組合設立認可申請十月十二日附ニテ設立認可セラル

大正十四年十一月二日

足柄下郡岩村耕地整理組合設立認可申請者

松本 赳

山本五九平

井上文晴

鈴木辰五郎

大正十四年度事業報告

足柄下郡岩村耕地整理組合

大正十四年度事業報告

一、本組合ヲ組織センガ為大正十四年三月十七日付井上文晴外三名震災復旧ニヨル耕地整理測量設計ノ件聞届

ク指令農第三五五一号ヲ以テ同三月三十日ニ到着セリ
二、本組合ハ大正十四年十月十二日附指令農第七六一〇号ヲ以テ設立ノ認可トナリタルガ故ニ同十一月二日ノ創立總會ニ於テ役員ノ選任及大正十四年度事業収支予算ヲ決議シ直ニ組合長及組合副長・選任認可申請ヲナシタルニ同十一月二十四日付ヲ以テ認可ノ指令ニ接シ茲ニ法人タル組合トナリタル所以ナリ

三、本組合事業ハ道路、畦畔、貯水槽、開墾工事ノ震災復旧ヲ主トシ本年度ノ全部ヲ請負ハシメ愈々同十一月二十八日ニ工事ノ着手届ヲナシ右各工事ニ着手シ役員モ工事監督ノ任ニ当リ翌日ヨリ多数ノ人夫出役ヲ得タリ

四、本組合工事ハ地区内面積ニ対シ反当工費五拾円以上トナルヲ以テ震災復旧ニ依ル耕地整理補助金ノ交付ヲ受クルノ外開墾助成法ノ恩典ニ依リ政府ヨリ助成金ノ交付ヲ受クル資格アルヲ以テ大正十四年十月廿七日附ヲ以テ農林大臣宛開墾助成願ヲ提出セリ

五、本組合大正十四年度ノ予算ニヨリ工事ヲ実施シ之ニ

ヨリ補助金ヲ交付セラル、モノナルヲ以テ大正十五年五月三日付ヲ以テ震災復旧耕地整理補助ノ申請ヲナシタリ

六、本組合ノ大正十四年事業資金トシテ本県ヨリ割当ヲ受ケタル震災復旧資金大正十五年七月二十三日借入ヲナシタリ

七、以上本組合事業進捗ニ当リ本県耕地整理係末廣、吾郷両技師及足柄下郡県耕地整理係土橋、大西、金井ノ各技手及平井助手ハ隨時出張セラレ本組合ノタメ多大ノ指導ヲナシタリ尚工事中ハ駐在主任黒田技手工事施行ニ隨時出張ノ上種々工事ノ進捗ヲ致シ尚組合役員ハ工事中隨時出勤工事ノ監督事業ノ進捗ニ努力セリ

大正十四年度事業報告書

一、組合員現在数 百二十七名

二、整理施行地区ノ地目別面積及地価ノ現在総計

組合設立認可申請當時ノモノニ増減ナキニ依リ省略

三、工事完了又ハ進捗ノ程度及工事ノ完了シタル部分ノ土地利用状況

イ、工事進捗ノ程度

工事ノ種類	前年度迄ニ工事完了ノ数量又ハ面積累計	本年度内ニ工事完了数量又ハ面積	全工事ニ対スル歩合
道路工事	―	全部完了	完了
貯水槽工事	―	七分八厘完了	二分二厘残
開墾工事	―	二分完了	八分残
畦畔工事	―	八分完了	二分残

ロ、工事完了シタル部分ノ土地利用状況

本組合ハ認可ヲ得テ予定ノ事業ヲ着々遂行シ来レリ斯ノ如キ震災ニ依リテ道路及畦畔、貯水槽ハ形状ナキ惨害ヲ蒙リ之ガ復旧工事ニ多大ノ努力ヲ致シ地区全部ニ渡リ設計通りノ工法ヲ行ヒタル結果震災前以上ノ美畑トナルヤ之ニ依リテ得ル収益又甚大ナルハ明ナリ以後ハ益々本組合ノ土地利用ニ於テ増進ヲ図ラントスルモノナリ、大正十四年十一月二十一日ニ工事ニ着手セシニ付未ダ工事施行後ニ於ケル本年ハ収獲ヲ見ザルニ付収獲比較対照表ハナシ

四、借入金ノ現在額

借入先	借入年月日	借入元金	元既償還金	現在末償還元金
組合長 松本 赴	大正十五年三月十一日	七〇〇、〇〇円	七〇〇、〇〇円	― 円
同 人	大正十五年三月二十九日	七〇〇、〇〇	四、〇〇、〇〇	六、〇〇、〇〇
組合副長 鈴木 辰五郎	大正十五年三月二十九日	六七、〇五	六七、〇五	―
神奈川県 農工銀行	大正十五年七月二十三日	九、〇〇、〇〇		九、〇〇、〇〇
組合長 松本 赴	大正十五年八月三十日	一五〇、〇〇		一五〇、〇〇
計				一六、五〇、〇〇

(真鶴町役場蔵)

岩村耕地組合は一九二五年（大正十四）十月十二日付で設立を認可され、以後一九二五年（大正十四）度から一九二九年（昭和四）度にわたる五か年間について、震災復旧のための道路・貯水槽等の整備・開墾工事等を行った。本史料は岩村耕地組合の設立経過と、初年度にあたる一九二五年（大正十四）度の事業報告である。

73 岩村有石丁場其他土地貸付規程

一九二六年六月二日

議案第十一号

岩村有石丁場其他土地貸付規程

第壹条 石丁場住宅地又ハ開墾造林ノ為メ岩村有土地ヲ

賃貸スルトキハ本規程ニ依ル

第貳条 前条ニ依リ岩村有土地ノ貸付ヲ受クルコトヲ得

ヘキモノハ岩村住民ニ限ル

但シ村会ノ承認ヲ得タルモノハ此限ニアラズ

第參条 石丁場住宅地又ハ開墾造林ノ為メニ岩村有地ヲ

賃貸スル期間ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、石丁場 拾ケ年以内

一、住宅地 拾ケ年以内

一、開墾 拾ケ年以内

一、造林 參拾ケ年以内

賃貸期間満了シタルトキハ契約ヲ更新シ前項ノ期間ヲ超ヘサル程度ニ於テ之ヲ継続スルコトヲ得

第四条 岩村有ノ土地ニ於テ石丁場ヲ設ケ石材採掘ヲナ

サントスルモノ又ハ住宅地開墾若クハ造林ノ目的ヲ以テ土地ヲ使用セントスルモノハ申込手数料ヲ添ヘ書面ヲ以テ真鶴村外二ヶ村組合長ニ申込ヲナスコトヲ要ス組合長前項ノ申込ヲ受ケタルトキハ調査ノ上差支ナシト認ムルトキハ申込人ニ対シ承諾ノ旨ヲ通知シ契約書ヲ徴シ保管スベシ

契約書ニハ確實ナル保証人氏名以上ノ連署ヲ要ス

第五条 土地借受申込ノ手数料ヲ定ムルコト左ノ如シ

石丁場 壱ヶ所ニ付金五円

住宅地 壱ヶ所ニ付金貳円

開墾又ハ造林 壱反歩ニ付金貳円

第六条 石丁場採掘ノ契約ヲナシタルモノニシテ其契約ノ日ヨリ起算シ満壱ヶ年ヲ経ルモ立拾坪以上ノ土石ヲ取除ク程度ノ出資ヲナサザル者又ハ開墾若クハ造林地使用者ニシテ契約ノ日ヨリ満壱ヶ年ヲ経テ借入反別ノ参分ノ壱以上ノ施設ヲナサザル者住宅地使用者ニシテ壱年以上其土地ヲ使用セサル者ニ対シテハ組合長ハ賃

借人ニ通知シ契約解除ノ処分ヲ行フモノトス

第七条 賃借人ハ村会ニ於テ議決シタル賃借料ヲ組合長ノ指定シタル期日ニ納入スルモノトス

第八条 賃借人ハ組合長ノ許可ヲ受ケズシテ他ニ転貸譲渡シ又ハ借受ノ目的以外ニ使用スルコトヲ得ス

第九条 前条ニ依リ賃借人ガ他ニ転貸譲渡シタルトキハ其譲渡金ノ百分ノ参ニ相当スル金額ヲ手数料トシテ岩村ニ納付スルモノトス

特別ノ事情アルモノハ村会ノ議決ニ依リ前項手数料ノ壱部又ハ全部ヲ免除スルコトヲ得

譲渡金ノ額ハ譲渡人ノ申告ニ依リテ之ヲ定メ其申告ニ虚偽又ハ錯誤アルコトヲ発見シタルトキハ之ヲ追徴ス第拾条 第参条ノ貸付期間中ト雖モ賃借人ニ於テ第七条ノ賃借料ノ納入ヲ怠リタルトキ其他本規程又ハ契約ニ違背シタルトキ又ハ村ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキハ契約ヲ解除シ土地ヲ返還セシムルコトアルベシ前項ノ場合ニ於テハ既納ノ賃貸料ハ之ヲ還付セス但村ニ於テ必要アルカ為メニ返還セシメタル場合ハ月割又

ハ日割計算ヲ以テ之ヲ還付ス

第拾壹条 前条ニ依リ契約ヲ解除シタル為メ賃借人ニ於

テ損害ヲ蒙ルコトアルモ村ハ之カ賠償ノ責ニ任セズ

附 則

第拾貳条 本規程ハ大正拾五年度ヨリ之ヲ施行

大正拾五年六月式日提出

真鶴村外二ヶ村組合長代理

助役 朝倉常吉

『同日原案可決』

(真鶴町役場蔵)

関東大震災によつて石丁場は大きな被害を受け、その権利関係にもさまざまな問題が生じてきた。そうしたなかで、関東大震災後岩村有地の貸付けから得られる賃料収入は、岩村財政に重要な役割をはたしていた。そこで、あらためて岩村有石丁場を含めた土地貸付規程を定めたものが本史料である。

74 村を改めて町となすの件

一九二七年五月二十三日

議第一八号

村ヲ改メテ町ト為スノ件

真鶴村ヲ改メテ真鶴町ト為シ昭和二年九月一日ヨリ施行スルモノトス

昭和二年五月二十三日提出

真鶴村外二ヶ村組合長 松本 起

『同日原案可決』

理由書

本村ハ往昔ヨリ運輸交通上豆相沿岸ニ於ケル枢要ノ港湾トシテ知ラレ石材及漁獲物等海陸ノ産物豊富ニシテ夙ニ股脈ノ地ナリシガ大正十一年十二月熱海線鉄道開通以來海陸ノ聯絡ヲ遂ゲ頓ニ發展ノ途ニ就キ殊ニ大正十二年大震災後復興ニ関スル諸般ノ施設ニ伴ヒ戸口激増シ益々發展ノ形勢ヲ示シ既ニ市街地ノ体裁ヲ具備シタリ今ヤ真鶴駅ト真鶴港トヲ連繫スル県道真鶴停車場線ノ新設ニ因

リテ海陸ノ聯絡ヲ完全ニシ其他村道ノ改修土地ノ整理ニ因リテ交通ヲ至便ナラシメ学校及公署ノ新築工事ノ完成ニ因リテ市街地タル体裁ハ益々完備ノ域ニ進ミタリ次デ水道ノ敷設港湾ノ修築ヲ起工シテ其体面ヲ保持スルト共ニ更ニ将来發展ノ助成方法トシテ時代ニ順応シ名実共ニ恥ヂザル一大遊園地ノ実現ヲ企画シ着々トシテ開発ノ途上ニアリ之レ村ヲ改メテ町ト為シ将来ノ發展ヲ助長セントスル所以ナリ

議第三四号

村ヲ改メテ町ト為ス議決事項中変更ノ件

昭和二年五月二十三日議第一八号村ヲ改メテ町ト為ス議決事項中施行期日ノ「昭和二年九月一日」トアルヲ「昭和二年十月一日」ニ改ムルモノトス

昭和二年九月二十三日提出

真鶴村外二ヶ村組合長 松本 赳

『同日原案可決』

(真鶴町役場蔵)

一九二七年(昭和二)九月二十八日、神奈川県知事池田宏の内務大臣あての報告案が作成され、同年十月一日をもって真鶴村は真鶴町となった。

75 岩村水道使用条例 一九二九年十二月十六日

岩村水道使用条例

第一章 総則

第一条 給水ノ方法ヲ左ノ通りトス

放任給水 水量ヲ計ラスシテ供給スルモノ

第二条 給水栓ノ種類ヲ分ケテ左ノ四種トス

一、専用栓 私費ヲ以テ設置シ一戸又ハ一ヶ所ノ

専用ニ属スルモノ

二、公設共用栓 村費ヲ以テ設置シ使用者ヲ限定セザ

ルモノ

三、私設共用栓 私費ヲ以テ設置シ数戸共用シテ使用

スルモノ

四、消防栓 火災消防ニ使用スルモノ

第三条 給水ノ目的ヲ分ケテ左ノ四種トス

一、家事用水 飲料炊事洗濯沐浴其ノ他普通生活用ニ

供スルモノ

二、營業用水 各種ノ營業及職業用ニ使用スルモノ

三、臨時用水 一時ノ使用ニ供スルモノ

四、防火用水 火災消防ニ使用スルモノ

第四条 村費ヲ以テ設備シタル共用栓ハ一般村民ニ使用

セシム

第五条 一戸ノ給水栓ヲ以テ給水用途二種以上ヲ兼ヌル

トキハ其用途及水量ハ組合長ノ認定ニ依ル

第六条 給水設備ヲ為サントスルモノハ組合長ニ請求ス

ヘシ

第七条 給水ヲ受ケントスルモノハ組合長ニ請求スヘシ

給水ノ中止又ハ廃止ヲナサントスルトキハ其旨届出ツ

ルモノトス

但シ借家人ニアリテハ其ノ請求書ニ家主ノ連署ヲ要ス

第八条 本条例ニ於テ配水管ト称スルハ道路ニ布設シタ

ル水管及同水管ヨリ道路ノ境界ニ至ル迄ノ支管ヲ謂フ

給水装置ト称スルハ配水管ヨリ放水口ニ至ル迄ノ支管

及属具ノ設備ヲ謂フ

第九条 本条例ニ給水装置所有者ト称スルハ給水設備所

有名義人ヲ謂ヒ給水使用者ト称スルハ給水使用名義人

ヲ謂フ

本条例ニ於テ別段ノ規程アルモノヲ除ク外給水装置所

有者ハ給水設備ノ管理処分ニ付給水使用者ハ給水ノ使

用ニ付キ一切ノ責ヲ負フモノトス

第十条 本条例ニ於テ人口ヲ算スルモノハ家族ト否トヲ

問ハス同一戸内ニ現住スル者ノ数ニ依ル

第十一条 配水管ノ布設ナキカ又ハ水圧ノ関係ニ依リ分

水シ難キ所ハ給水ノ請求ヲ拒絶スヘシ

第十二条 給水ハ昼夜不断トス但シ天災地変若シクハ水

道故障渇水時其ノ他工事上已ムヲ得サル場合ニ於テハ

一部若クハ全部ニ対シ一時給水ヲ停止シ又ハ給水時間

若クハ給水量ヲ制限スルコトアルヘシ此場合ニ於テ生

スル損害ニ対シテハ村ハ其責ニ任セス

前項但書ニ依リ給水停止ノ場合ハ予メ其区域時間及原

因ヲ告知ス其ノ天災地変ニ因ル場合ハ此限ニ在ラス

第十三条 給水家屋ノ門戸ニハ村ヨリ交付スル標識ヲ掲

クヘシ

第十四条 消火用ノ為メ私設消火栓ヲ設クルコトヲ得

私設消火栓ハ火災又ハ演習ノ外使用スルコトヲ得ス

但シ演習ノタメ使用セントスルトキハ組合長ノ承認ヲ

受クヘシ

私設消火栓ハ火災ニ当リ公設消火栓ト同シク之ヲ使用

セラル、コトアルヘシ此場合ニ於テ所有者ハ之ヲ拒ミ

又ハ補償ヲ求ムルコトヲ得ス

第十五条 給水使用者ハ給水ノ用途外ニ使用シ又ハ他人

ニ分与販売スルコトヲ得ス

第十六条 給水栓以外ノ給水装置ハ水道係員ノ外之ニ触

レ若ハ開閉スルコトヲ得ス

第十七条 給水使用者管理者家主地主等ニシテ無能力者

又ハ法人ナルトキハ其法定代理人ヲ以テ本人ト看做ス

第二章 給水装置

第十八条 給水装置ノ新設増設位置變更改造修繕撤去ハ

本村之ヲ施行ス

公設共用給水装置ハ町村道及其ノ他ノ道路内ニ私設共
用給水装置ハ其他ノ地内ニ設置ス

第十九条 道路ノ變更其ノ他ノ事由ニ依リ配水管ノ移動

撤去ヲ要スルトキハ之ニ伴フ各戸給水装置ノ改造變更

ハ本村之ヲ施行シ之レカ費用ハ其ノ必要ヲ生セシメタ

ルモノ、負担トス

但シ時宜ニヨリ材料代ハ給水装置所有者ニ負担セシム

ルコトアルベシ

前項ノ給水装置ノ改造變更ニ依リ延長シタル支管ハ給

水装置所有者ノ所有トス

第二十条 給水装置ハ請求者ノ希望ニ依リ之ヲ定ム但シ

位置不適当ト認ムルトキハ變更スルコトアルベシ

設置後位置ノ變更ヲ必要ト認ムルトキ亦同シ

前項ノ位置ニ付テハ第三者ニ対シテ本村ニ其ノ責ニ任

セス

第二十一条 給水装置ノ請求者ニシテ既設給水装置所有

者ノ承認ヲ得ルトキハ支管ヲ分岐スルコトヲ得

前項既設給水給水装置所有者ニシテ之ヲ撤去シタルト

第3章 関東大震災と復興活動

キハ分岐引用者ハ其ノ給水使用ヲ廃止シタルモノト看倣ス

第二十二條 給水使用者ハ濫ニ流末裝置ヲナス事ヲ得ス
前項裝置ヲ為サムトスルトキハ組合長ノ承認ヲ受クヘシ

其ノ増減變更ヲ要スル時亦同シ

第二十三條 共用給水使用者ニハ鍵、鑑札ヲ貸付ス

貸付ヲ受ケタル者ハ確實ニ之ヲ保管シ左ノ各号ヲ遵守スヘシ

一、汲水ノ際ハ必ス携帯スヘシ

二、他人ニ売渡、貸与スル事ヲ得ス

三、給水使用ヲ廃止シタルトキハ標識ト共ニ返納スベシ

第二十四條 給水裝置所有者ニシテ村内ニ居住セサルト

キハ管理者ヲ定メ連署シテ組合長ニ届出スヘシ

管理者ヲ變更シタル時ハ亦同シ

給水裝置所有者ニ関スル第九條ノ規定ハ管理者ニ之ヲ適用ス

第一項ノ手続ヲ為サスシテ三ヶ月以上給水ヲ受ケサルトキハ給水管ヲ切断スル事アルヘシ但シ正當ノ事由アルトキハ此ノ限リニ在ラス

第二十五條 左ノ場合ニ於テハ給水裝置所有者同管理者給水使用者ハ速ニ組合長ニ届出ツヘシ

一、給水裝置ニ破損ヲ生シ若ハ給水ニ異狀アリタルトキ

二、火災ノ為メ私設消火栓ヲ使用シタルトキ

三、家督相統又ハ氏名ノ改称ニ依リ給水裝置所有者同管理者給水使用者ノ名義ヲ變更シタルトキ

四、鍵、鑑札、標識ヲ亡失シタルトキ

五、給水ノ使用ヲ廃止シタルトキ

六、給水使用者ノ職務又ハ使用ノ目的ヲ變更シタルトキ

第三章 給水工事

第二十六條 給水工事ハ公道ニ属スル部分ハ本村之ヲ執行シ其ノ他ハ請求者ノ負担トス但シ私設消火栓設置ノ為メ若ハ他ノ必要ニ依リ鉄管ノ引込ヲ要スルトキハ配

水管分岐点ヨリ放水口ニ至ル工費ハ全部請求者ノ負担

トス

前項ノ工費ヲ支払ヒタルトキハ其ノ給水装置ハ請求者

ノ所有トス

第二十七条 給水工費ハ即納トシ工事着手前納入セシム

位置変更改造増設、撤去修繕等ハ工費ノ全部ヲ納入セ

シム

組合長ニ於テ必要ヲ認メタルモノ及急設ヲ要スル修繕

ハ工費ノ前納ヲ待タス着手スルコトアルベシ

第四章 料金及徴収

第二十八条 給水料ハ左ノ種別ニ依リ徴収ス

一、専用栓放任給水料

(1) 一戸五人迄尅ヶ月金五十銭トシ一人ヲ増ス毎ニ

金参銭ヲ通加ス

(2) 浴槽一個尅ヶ月金拾銭ヲ加フ

(3) 牛馬一頭ニ付尅ヶ月金拾銭

二、共用栓放任給水料

(1) 家事用一戸五人迄尅ヶ月金参拾銭トシ一人ヲ増

ス毎ニ金参銭ヲ通加ス

(2) 牛馬ヲ使用スルモノハ一頭尅ヶ月金六銭ヲ加フ

(3) 営業用毎戸尅ヶ月金拾銭ヲ加フ

三、臨時給水

(1) 臨時用水ノ使用料金ハ組合長之ヲ認定ス

(2) 私設消火栓給水ハ演習一回拾五分毎ニ一ケニ付

壹円

第二十九条 給水料ハ毎月調査シ料金ヲ算定ス但シ専用

栓及公私設共用栓ノ使用料ハ使用日数尅ヶ月ニ滿タサ

ル場合ハ使用日数拾六日以上ノ時ハ全月分ヲ拾五日以

下ノ時ハ半月分ヲ徴収ス

第三十条 放任専用栓及公私共栓給水料ハ毎年度四期ニ

分ケ其ノ一期分ノ納額告知書ヲ発付シ每期最終ノ月ノ

式拾五日限り徴収ス

給水料ノ納額告知書発付後給水開始又ハ廃止中止シタ

ルモノノ料金ハ隨時之ヲ徴収ス

第三十一条 納期ノ中途ニ於テ給水ノ種類ヲ變更シタル

モノハ其月十五日以前ハ其ノ月ヨリ拾六日以後ハ翌月

第3章 関東大震災と復興活動

ヨリ新種別ニ依リ給水料ヲ徴収ス

第三十二条 給水料納付後其ノ料金ニ増減スヘキ事由ヲ生シ若ハ発見シタル時ハ次ニ徴収スヘキ給水料ニ於テ増減ス

第三十三条 給水料ハ給水ノ停止又ハ制限ヲ為シタル時ト雖モ之ヲ減免セズ

但シ停止長期ニ涉ルトキハ組合長之ヲ認定ス

第三十四条 貧困者ニシテ給水料ノ負担ニ堪ヘスト認ムル者若ハ慈善事業等特別ノ事由アルモノハ組合長ノ認定ニ依リ給水料ヲ軽減シ又ハ免除スルコトアルベシ但シ組合長ハ何時ニテモ其ノ認定ヲ取消スコトヲ得

第三十五条 給水料ヲ逋脱シタルモノハ之ヲ追徴ス但シ其使用期間及金額ハ組合長ノ認定ニ依ル

第三十六条 共用栓ノ鍵ヲ亡失シタル時ハ一個金參拾錢ヲ徴収ス

第三十七条 給水使用者ノ責ニ歸スヘキ過失ニ依リ給水装置ノ修繕ヲ為シタル時ハ相当料金ヲ徴収ス其ノ額ハ組合長之ヲ定ム

第三十八条 個人所有ノ給水装置用具ノ検査手数料ハ左

ノ区分ニ依リ徴収ス

一、鉛管類 一条五十尺金貳拾五錢以上十尺毎ニ金貳錢ヲ通加ス

二、鉄管類 一本ニ付金五拾錢

三、水栓類 一個ニ付金貳拾錢

以上用具ノ外検査ヲ為シタル時ハ其ノ実費ヲ徴収ス

第五章 違背者処分

第三十九条 給水装置所有者管理者給水使用者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ三十日以内給水ヲ停止シ又五円以下ノ過料ヲ科シ若ハ三十日以内給水ヲ停止スルト共ニ過料ヲ科スコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ家族又ハ雇人ノ行為ニ関シ給水装置所有者管理者、給水使用者其ノ責ニ任スルモノトス

一、給水料、給水工費其ノ他ノ納付金ヲ指定ノ期限内ニ納メサルトキ

二、給水ヲ用途外ニ使用シ若ハ濫用放流シ又ハ他人ニ分与、販売シタルトキ

三、組合長ノ承認ヲ受ケスシテ給水装置ヲ変更改造、

増設、修繕撤去シ又ハ管末装置ヲ施シタルトキ

四、組合長ノ承認ヲ受ケスシテ私設消火栓ヲ使用シタルトキ

五、給水料ノ標準トナルヘキ要件ノ異動届ヲナサス虚偽ノ届出ヲナシタルトキ

六、鍵鑑札ヲ貸借又ハ売買シ若ハ模造鍵、鑑札ヲ使用シタルトキ

七、汲水ノ際鍵、鑑札ヲ放置シ其管理ヲ怠リタルトキ

八、共用栓ヲ開放シ流出ノ儘物品ヲ洗滌シ又其ノ附近ニ於テ汚物ヲ洗滌シ若ハ桶盥類ヲ放置シタルトキ

九、鑑札ナキ鍵ヲ使用シ若ハ他人ノ依頼ヲ受ケ返納スヘキ鑑札ヲ使用シタルトキ

十、正当ノ事由ナクシテ水道係員ノ職務執行ヲ妨ケ又ハ拒ミタルトキ

第四十条 給水使用者ニアラスシテ汲水シタルモノ又ハ濫リニ給水ヲ分与シ若ハ販売シタルトキハ五円以下ノ過料ヲ科スルコトアルベシ

附 則

本条例施行期日並ニ細則ハ組合長之ヲ定ム

(真鶴町役場蔵)

岩村は一九二七年(昭和二十)十月二十八日、真鶴町外二ヶ村組合長松本赳提案になる岩村水道使用条例を同日原案可決し設定した。その後、同村は一九二九年(昭和四)五月、真鶴漁港修築等の大規模事業の展開にあわせて、水不足を解決するために、上水道を敷いて大真鶴建設をめざし、国庫補助申請をなした。これは当時しばしばこの地域を襲った腸チブス等の伝染病に対処しようとする意図もあった。給水人口は六五〇〇人を予定し、水源は磯崎におかれた。本史料は一九二七年の岩村水道使用条例の一部(二十八条)を変更、追加し(一戸五人迄一カ月「金壹円」を「金五拾銭」に、一人増すごとに「金五銭」を「金参銭」に、さらに「(2)浴槽一個壹ヶ月金拾銭ヲ加フ」を追加、あらためて水道使用に関する条例を定めたものである。

第四節 観光立町への動き

76 村有地貸付仮契約書に関する覚書

一九二三年十月十六日

〔印紙印〕

覚書

神奈川県足柄下郡真鶴村（以下甲ト称ス）ト東京市麴町区永楽町荳丁目荳番地日本鉄道事業株式会社（以下乙ト称ス）トノ間ニ締結セラレタル別紙大正拾貳年六月四日附借地仮契約書及覚書ニ関シ覚書ヲ締結スルコト左ノ如シ

一、這般震災ニ基因スル社会一般ノ状勢並真鶴村復興ノ必要ニ鑑ミ現ニ官庁認可申請中ノ前掲借地契約ハ甲乙合意ノ上一時之ヲ解除シ、甲ハ現ニ預托中ノ預托金貳万円也ヲ即時乙ニ返還ス

二、将来適當ノ時機ニ於テ甲カ更ニ前掲借地契約ノ目的ヲ実施セントスルトキハ甲ハ他ニ優先シテ乙ト協議

シ、前掲契約ノ条件ヲ踏襲シテ乙ト新契約ノ締結ヲ為スコトヲ約ス

三、甲カ将来前掲契約所載ノ村有地ヲ他ノ目的ノ為ニ処分セントスルトキモ亦甲ハ他ニ優先シテ乙ト協議スルコトヲ約ス

四、前二項乙ノ優先権ハ本覚書締結ノ日より滿三ケ年ヲ經過スルトキハ無効トス

右後日異議ナキヲ証スル為メ本書式通ヲ作成シ甲乙各自分有ス

大正拾貳年拾月拾九日

真鶴村外二ヶ村組合長

真鶴村財産管理者 草柳由太郎 ㊤

東京市麴町区永楽町荳丁目荳番地

日本鉄道事業株式会社

取締役代表者 糸川恭平 ㊤

覚書

大正拾貳年六月四日附神奈川県足柄下郡真鶴村（以下甲ト称ス）ト日本鉄道事業株式会社（以下乙ト称ス）トノ

間ニ締結シタル共有地賃貸借契約第參条ノ解釈并ニ該条項ニヨリ生ズル、土地ノ賃貸借登記ニ関シ覚書ヲ交換スルコト左ノ如シ

一、第參条「第壹条ノ土地ヲ開発スル為メ必要ヲ生ジタル場合」ト記載サレタル字句ニハ次ノ式個ノ意味ヲ包含ス

イ、給水事業ニ必要ナル施設ヲ為ス場合

ロ、乙ガ第壹条土地ノ開発ニ着手セントスルモ保安林解除ノ認可遅延シテ參ヶ月以上之ニ着手スル能ハザル場合

二、第參条ノ規定ニヨリ甲ガ大平、用留及口明石ヲ乙ニ賃貸借スル場合ハ本契約第拾条ニ遵ヒ其地上権登記ヲ為スモノトス

大正拾貳年六月四日

真鶴村外二ヶ村組合長

真鶴村財産管理者 草柳由太郎 印

東京市麴町区永楽町壹丁目壹番地

日本鐵道事業株式会社

取締役代表者 糸川恭平 印

仮契約書

神奈川県足柄下郡真鶴村ヲ甲トシ東京市麴町区永楽町壹丁目壹番地日本鐵道事業株式会社ヲ乙トシ両者ノ間ニ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第壹条 甲ハ左記村有地ヲ遊園設置及住宅地經營ノ目的ヲ以テ契約締結ノ日ヨリ向フ六拾箇年間乙ニ貸付スルモノトス

自大正 年 月 日 至 年 月 日 六拾箇年

但シ期間満了後甲乙両者協議ノ上更新スルコトヲ得

左記

字岬壹、壹七五番 六町貳反八畝貳拾壹步

字中山壹、壹七八番ノ壹 五町九反九畝八步

字里地壹、壹五參番ノ壹 壹町七反壹步

字一本松壹、壹七九番ノ壹 壹町四反六畝貳拾步

字一本松壹、壹八貳番 七畝貳拾八步

字一本松壹、壹九壹番ノ壹 壹反九畝五步

第貳条 借地料ハ左ノ割合ヲ以テ毎年壹月貳拾五日迄ニ

壹箇年度分ヲ納付スルモノトス

第壹期拾ケ年

壹ケ年金參百円也

第貳期貳拾ケ年

壹ケ年金五百円也

第參期參拾ケ年

壹ケ年金壹千円也

第參条 甲ノ所有地タル大平、用留及ビ口明石（通称大平山）ノ内地積約五千坪ハ第壹条ノ土地ヲ開発スル為メ必要ヲ生ジタル場合ハ第壹条及第貳条ニ包含シ壹ケ年金參拾円也ヲ以テ乙ニ貸付スルモノトス

第四條 甲ハ字官林ノ御料地ノ拝借權ヲ得タルトキハ其許可条件ニ基キ其儘直ニ乙ニ転貸スルモノトス

前項ノ目的ヲ達成スルタメ乙ハ甲ト協力応援スベシ

第五條 乙ハ第壹条ノ目的ヲ達成スル為メ文化村及ホテルノ建設ハ起工後拾ケ年以内ニ、左ノ施設ニ対シテハ五ケ年以内ニ完成セシムルモノトス

道路改修、海水浴場其他遊園地ニ必要ナル施設

第六條 地上權設定ノ登記ヲ了シタル後六ヶ月ヲ過クルモ乙ニ於テ第壹条ノ目的工事ニ着手セザル場合又ハ目の以外ニ使用スル場合若クハ第五條ノ期間内ニ完成セ

サル場合ハ甲ハ契約ヲ解除スルコトヲ得

但シ工事着手ニ先タチ官庁ノ許可ヲ要スル場合ハソノ

許可アリタル日ヨリ起算ス

此場合甲ハ損害賠償ノ責ニ任セス

第七條 遊園地ハ公開スルモノトス

第八條 乙ハ其經營スル遊園地内及其附近ニ肺病、癩病等ノ伝染病患者ヲ收容スル療養所ノ設立ヲ為サ、ルコト

第九條 乙カ本契約ニ依ル全權利ヲ第三者ニ転貸スル場合乙ハ本契約履行ノ義務ニ関シ該譲受人ト連帶ノ責ニ任ス

第拾條 乙ハ第壹条ノ施設經營ノ必要ニ応ジ借地權ノ分權ヲ為スコトヲ得

第拾壹條 本契約締結ト同時ニ地上權設定ノ登記ヲ為スモノトス

第拾貳條 乙カ現在殖林シアル樹木ヲ前掲目的ノ設備ヲ為ス必要上伐採シタル場合ハ甲ニ提供スルモノトス
第拾參條 貸借期限滿了後乙カ移殖シタル特種ノ樹木及

建物等ヲ除キ其他ハ一切之ヲ甲ニ還付スルコト

第拾四条 貸借期限滿了後更新ノ協議纏ラス土地ヲ還付スル場合甲ハ乙ニ於テ又ハ乙ヨリ分権ヲ受ケタル第三者ニ於テ施設シタル特種ノ樹木及建造物ヲ時価ニテ買取スルコトヲ得

右契約締結ノ証トシテ本書式通ヲ作成シ記名調印ノ上各自分有ス

大正拾貳年六月四日

真鶴村外二ヶ村組合長

真鶴村財産管理者 草柳由太郎 印

東京市麴町区永楽町壹丁目壹番地

日本鐵道事業株式會社

取締役代表者 糸川恭平 印

(真鶴町役場蔵)

一九二三年(大正十二)六月に、日本鐵道事業株式會社と真鶴町外二ヶ村組合との間で締結された遊園地設置と住宅地經營目的の村有地貸付仮契約は、関東大震災が発生したため、一時解除されることとなった。そのことを確認した覚書が本

史料である。その後、一九二七年(昭和二)一月、真鶴村が奥村金作と公園設置の目的で共有地の賃貸について覚書を結ぶにおよんで、日本鐵道事業株式會社は、一九二七年二月、本史料覚書に基づき本契約の締結を村に要求している。

77 箱根土地株式會社の遊園地經營に関する地上權設定

契約書 一九二四年十二月十六日

今回箱根土地株式會社ハ箱根經營計画ニ基キ真鶴岬ニ左記要項ニ依リ遊園地ヲ經營致シ度候条別紙添付契約書記載ノ条項ニ依リ地上權設定相受ケ度此段及御願候也

大正拾參年拾貳月拾六日

東京府豊多摩郡落合町大字下落合五百貳拾五番地

箱根土地株式會社

専務取締役 堤康次郎 印

足柄下郡真鶴村長 草柳由太郎殿

左記

一、本遊園地ハ別紙林學博士田村剛氏ノ設計ニ基キ造園ス

二、道路ハ真鶴駅ヨリ真鶴岬ニ到ル道路ヲ幹線トナシ幅員ヲ五間トス其他支線逍遙道路等所要ニ応シ其幅員ヲ定ム

三、本遊園地ハ地上権設定登記終了ト同時ニ経営ニ着手ス

以上

契約書

住所 神奈川県足柄下郡真鶴村

土地所有者 村 長 草柳由太郎

住所 東京府豊多摩郡落合町

大字下落合五二五番地

箱根土地株式会社

地上権者 専務取締役 堤 康次郎

土地所有者真鶴村長草柳由太郎ヲ甲トシ箱根土地株式会社ヲ乙トシ右当事者間ニ於テ地上権設定ノタメ左ノ契約ヲ締結ス

第一条 土地所有者甲ハ其ノ所有ニ係ル左記記載ノ土地ニ付キ箱根土地株式会社に地上権ヲ設定ス

土地ノ表示

第二条 地上権者乙ハ右地代トシテ壹箇年壹反歩ニ付キ

金壹円ノ割合ヲ以テ土地所有者甲ニ支払フモノトス

但地代支払ノ時期ハ毎年 月 日限リトス

第三条 第一条記載ノ地内ニ現存セル立木ハ甲ノ所有ト

ス乙カ事業経営ノ為メ伐採シタル時ハ甲ニ引渡スモノトス

第四条 地上権設定期間ヲ五拾箇年トシ期間経過後ハ更

新継続シ更新期間ハ相方協議ノ上定ムルモノトス

第五条 甲ハ乙ノ道路、水道、其他ノ経営ニ当リ極力援

助ヲナスコト

右契約ヲ証スル為メ本証書式通ヲ作成シ各自其ノ壹通ヲ

保有ス

大正 年 月 日

真鶴遊園地計画説明書

計画の根本方針

一 真鶴岬の天恵とも云ふべき温和快適なる氣候と変化

林学博士 田村 剛

多き地形と雄大快濶なる眺望とを利用して理想的避暑
及避寒を兼ねたる臨海の遊園地たらしむ

二、近くは名温泉場たる湯ヶ原熱海其の他の保養地別荘
地と連絡を計り、更に大にしては大箱根遊園地計画に
関連したる水陸の大玄関たらしめんとす。但し真鶴港
は徒歩十数歩の近距離にあるが故に交通並に物資の供
給等に就いては密接の關係あるが故に之が連絡を計る
は勿論の事とす

計画の概要

一、真鶴岬一円の地は海中に突出して最高二百五十尺に
及ぶ丘陵地にして飲料水の供給は之を他処に仰がざる
を得ず。従つて上水の施設を必要とす。又健全なる遊
園地にありては下水の処分に就いても考慮するところ
無かるへからず。而して電灯及び瓦斯の設備も亦本遊
園地経営上必要なるものゝ一たるを失はず。

道路は本遊園地計画に最も必要とするところにして正
に成らんとする真鶴駅よりは自動車道路を開鑿して第
一遊園地に導くものとす

遊園地内の道路網は大略設計図に示すが如く、天然の
地形に準ずるものとす。図に現はれたる路線の他、更
に小怪を要すと雖も、これは建設物の種類により左右
せらるゝが故に茲には示さず

遊園地内には別荘及貸別荘等を有する一般区域と、旅
館、俱樂部、展望台、水陸運動場、戸外娛樂設備等を
有する公共区域とに大別す

夫等の建設物はほゞ図に示すが如き配置となし、天然
の風致を破壊せざるを要す

本遊園地は暴風寒風等に曝され易きが故に現存する林
木を保護撫育するは勿論、其の不足する部分には黒松
を主としマサキ、ツバキ、タブ、マキ、トヘラ等を植
栽して防風の用をなさしむ尚図上に示すが如く公共施
設として設けらるべきものは公会堂、俱樂部、劇場、
活動写真館、陸上運動設備、埠頭海水浴場、釣魚場、
生簀眺望台、海岸散步道、天幕小屋、ベンチ、野營場
等とす

(真鶴町役場蔵)

関東大震災の発生によって、地震発生直前の一九二三年

(大正十二)六月四日に日本鉄道事業株式会社と真鶴村外二ヶ村組合との間で結ばれた遊園地開設を目的とする借地契約が解除された。その後一九二四年(大正十三)に、本史料にみられる箱根土地株式会社と真鶴村との間で遊園地経営のための地上権設定契約が行われた。しかしながらこの契約も一九二六年(大正十五)十一月までには解除され、再び日本鉄道株式会社との契約問題がもちあがることとなる。

78 真鶴公園施設計画書に関する覚書

一九二七年一月十五日

覚書

足柄下郡真鶴村ト奥村金作トノ間ニ左ノ条項ヲ協定ス

第一条 奥村金作ガ真鶴村ニ対シ予メ提出シアル真鶴公園施設計画書ニ記載サレタル総テノ施設ヲナス場合ニ於テ真鶴村ハ共有地賃貸ニ同意スルモノナルモ保安林解除ノ許可ヲ得ザルニ於テハ其効ナキニ依リ保安林解除申請ノ手続上具体的設計ヲ要スルタメ本協定覚書ニ依リ奥村金作ハ設計書ヲ速ニ真鶴村ニ提出スルモノト

ス

第二条 真鶴村ハ奥村金作ヨリ提出スル設計書ニ基ツキ直ニ保安林解除申請ノ手続ヲ履行シ解除許可ノ上賃貸契約ヲ締結スルモノトス契約条項ハ概略願ノ条項ニヨルモ締結ノ際幾分変更スルコトアルベシ

第三条 奥村金作ガ具体的設計書ヲ真鶴村ニ提出スル時期ハ此覚書交換ノ日ヨリ向フ参ケ月トス参ケ月ヲ経テ提出セザル時又ハ此覚書条項ト設計書ト相反スル場合ハ奥村金作ノ同意ヲ得ズトモ凡テ無効ト為ス

此覚書ハ式通作製シ各自彙通ヲ所持スルモノトス

昭和貳年壹月拾五日

神奈川県足柄下郡真鶴村外二ヶ村

組合長 松本 赴園

神奈川県足柄下郡真鶴村八四三番地

奥村金作園

真鶴公園施設計画書提出の件

真鶴公園施設計画書提出ノ件

首題ノ件昭和二年一月拾五日附覚書第参条ニ因ル設計書

左記別紙及提出候也

記

一、設計図面 参葉

一、計画書 老冊

各式通

昭和貳年参月二十二日

奥村金作

代理 中村公元[㊤]

真鶴村外二ヶ村組合長 松本 越殿

真鶴遊園并住宅計画書

一、真鶴岬ノ自然

計画地ハ相模国足柄下郡真鶴村ニ在リテ伊豆トノ国境ニ近カク相模湾ニ突出シタル真鶴岬ノ先端御料林ノ両側ニ位シ熱海線ノ真鶴駅ヨリ約参拾町ノ地点タリ孜々営々ノ環境タル東京ヨリ参時間弱横浜ヨリ約式時間又歡樂ノ巷タル湯河原熱海或ハ箱根ノ吞吐口タル各駅ヨリ一二三十分ニシテ達シ得ベシ此ノ停車場ヲ基部トシテ海中東京ニ向ッテ幅数丁長サ約一里ヲ突出スル岬ハ箱根火口ヨリ逸

流シタル起伏常ナラザル堅石熔岩ヲ骨トシ厚サ数間ノ肥沃ナル壤土ニ覆ハレ緑樹ハ鬱然トシテ繁ル此ノ濃淡サマ々ニ彩ラレタル岬ヲ遠ク紺碧ノ海上ヨリ望メバ北方ノ大磯崎ト南方ノ川奈岬トノ中央ニ在リテ宛モ之等ヲ兩翼トシテ飛揚スル鶴ノ首ニ似タリ之ニ因リテ此ノ地名起レリト言フ而シテ此ノ岬ヲ洗フ暖流ハ肥魚ヲ乗セテ南方ヨリ来タリ沿海第一ノ漁場トナリ四時絶エザル鮮魚ノ美味ヲ食膳ニ供シ又元旦ニハ早ヤクモ梅花ヲ綻バシメテ絶好ノ避寒地トナリ且ツ桜樹ノ生育ニ甚ダ適シタレバ桜花ノ名所トナスヲ得ベシ昔源頼朝石橋山ニ敗軍シ遁レ隠レテ運開キタル本地鷄ノ窟ヲ北条ノ大守訪ネ来タリテ浦人ニ鮑ヲ捕ラセテ酒宴ヲ催シタリシコトハ又今人ノ同ジク楽シミトスル所ニシテ旧跡ヲ探リ或ハ悉ク奇巖ヲ以テナル周辺里余ノ沿岸特ニ岬ノ沖合六七町ニアル笠島トヲ連絡スル幅拾間ノ磯洲ハ干潮ニ海草又ハ貝ヲ拾フ磯遊ビニ最モ適シ附近ノ絶景ト相俟ツテ都人士ノ最モ喜ブモノナルベシ或ハ岩礁ニ座シテ数尋ノ深サニ一毛ヲモ認メ得ベキ清澄ノ海ニ尺余ノ跳魚ヲ釣リ或ハ樹下ニ憩ヒテ眼下ニ一

網数千乃至数万ノ鰯漁ヲ見ルモ面白カルベシ夫レ灼熱堪へ難キ盛夏ニハ一物ノ障害ナキ洋上ヨリ涼風吹キ来リテ絶好ノ避暑地トナリ又四面海ニ瀕ムヲ以テ風如何ニ荒キ日モ風下ニ当ル所ハ波穏ニシテ鏡ノ如ク且ツ海水清浄ナルヲ以テ無二ノ海水浴場ヲナスナリ海上ノ島嶼ノ空氣ガ黄塵ト微菌トヨリ免ガレテ紫外線トおぞんとニ富ムガ如ク本岬ハ又地形上島嶼ト同様ノ状態ニ置カレテ衛生上最適ノ場所ニシテ此ノ上ニ在ル御料林ノ大森林ハ千古斧鉞ヲ入レタルコトナケレバ昼尚暗キバカリニ繁茂シ閑雅幽邃ニシテ深山ノ趣キヲ呈シ之ニ禽鳥棲息シテ耳目ヲ楽シマシムルノミナラズ冬ハ霜雪ヲ避ケシメ夏ハ流汗ヲ去リテ涼氣ヲ覺エシム秋氣清キ時綠樹紅葉ニ織リ飾ラレタル頻海ノ丘上ニ止マレバ歛声ハ一群ノ漁船大漁ノ旗下ニ起ルヲ聞クベク碧海ヲ滑ルガ如キ船ノ彼方ニ房総三浦ノ兩半島ノ連山或ハ大島ノ噴烟ヲ模糊ノ間ニ望ムベク相模ト伊豆トノ山々ハ瞭然トシテ指呼スルヲ得遂ニ背後ニ合シ箱根山トナリテ聳立スルヲ見ルベシ而シテ上述ノ景色ハ彼ノ有名ナル二見岩ニ数倍スル笠島ノ三ツ石ヨリ昇ル黃

金色ノ朝日ニ映ジ或ハ銀龍ヲ躍ラス夕月ニヨリテ更ニ千變万化シ此所ニ止マランカ一日ニシテヨク心身ヲ休養セシムルコトヲ得ベシ

斯クノ如ク本地ハ空氣食物氣候等理想的ナルノミナラズ其景色ハ雄大怪奇清浄壮快ニシテ山海兩面ノ趣キヲ味ヒ得ル優レタル大自然ノ地ニシテ彼ノ人口ニ膾炙セラル、絶勝ノ地ト雖之ニ比肩スルモノ少ナカルベシ

二、真鶴遊園并住宅地トシテノ施設計画

文化ノ進展ハ一面ニ於テ日々自然ヲ遠ザカラシメ溷濁ノ雰囲氣中ニ握捉セシムルモノナリ故ニ都人士ガ大自然ニ心身ヲ休養セント欲スル意ヤ愈々切ナリト雖モ閑暇ナキ今人ハ概ネ交通不便ナル大自然ニ悠遊スルヲ得ズ乃チ茲ニ於テ此ノ欠陥ヲ補フベク真鶴岬ニ遊園并ニ住宅地ヲ計画スルモノナリ

雅致アル老松モ人ノ到リ得ザル深山ニ在レバ其価値ハ庭前ノ一盆栽ニ劣ル蓋シ其本質ニ於テハ前者ハ後者ニ優ルコト数十百倍ナルベキモ交通不便ニシテ之ヲ觀賞シ得ザルガ為メナルベシ上述ノ真鶴岬ノ自然甚ダ勝レタリト雖

恰モ深山ノ老松の趣キアリ此ノ真鶴岬ト停車場トノ一里ノ通路ハ荊棘熊笹生ヒ繁リ踏ミ分ケ難キ小径ニシテ且ツ曲折傾斜只ナラズ到底休養ヲ欲スル人ノ到リ得ベキ所ニ非ラズ依ツテ此ノ労若ヲ去リ或ハ時間ヲ短縮スベク幅参間ノ自働車道路ヲ通ズルモノニシテ而テ此ノ道路ヲ行クコトモ亦愉快ノ第一歩タラシムベク路側ニハ桜ヲ植ウルモノナリ

行イテ或ハ磯ニ遊ビ或ハ森林ヲ逍遙スベク一瓢ヲ肩ニシ一重ヲ提グルモ面白キコトナガラ澆漓タル鮮魚或ハ海女ノ捕ル鮑等ヲ直ニ口ニスルコトハ更ニ興趣ト美味トヲ合セ得ベク前者ニ優ルコト数倍ナルベシ即チ之レガ為メニ適當ノ所ニ休憩所或ハ食堂ヲ設クルモノナリ

一日ノ行楽ニ適スルノミナラズ更ニ変化極リナキ此ノ地ハ万人ガ時ノ許ス限り長ク止マランコトヲ欲スルヲ思ヒ此ノ為メニホテル或ハ住宅ヲ設ケ其居住者及ビ来訪者ノ便宜ヲ計ルベク売店ヲ開クモノナリ

而テ本地ノ最モ欠点トスル用水ニ対シテハ調査シタル地ニ大井戸ヲ掘鑿シ或ハ其他ノ方法ヲ構ズルモノナリ

一浴後ノ清爽ノ感ハ我国人ノ等シク欲スル所ニシテ而テ絶好ノ避寒地ヲ更ニ暖カクスル為メニ浴後最モ保温ノ効果アル清淨比類ナキ此ノ沖ノ海水ヲ以テ豊富ナル潮湯ヲ設クルモノナリ

本地ノ自然ハ海水浴場タリ依テ之ニ更ニプールヲ作りテ老幼婦女ノ用ニ供シ或ハ競技用トシ其他脱衣場ヲ設クル等海水浴場トシテノ施設ヲ完備スルモノナリ

開豁ノ海ヨリ遠近ノ絶景或ハ奇異極リナキ巨巖ヲ遊覧舟行スルコトハ本地ノ特色ヲ最モ發揮スルモノニシテ即チ之ガ為メニ船ヲ浮ベ或ハ森林中ノ所々ニ禽舎ヲ作り小禽ノ増殖ヲ計リテ耳目ヲ樂シマシメ優美ナル感情ヲ涵養シ或ハ区画中ニ海草海魚ヲ飼育シテ興味ヲ湧カシ知識ヲ増サシメ或ハ神社ヲ設ケテ邪惡ノ念ヲ去ラシムルモノナリ

其ノ他土地ノ許ス範圍内ニ於テテニスコート等ヲ設クルモノナレドモ他ノ何レノ地ニテモ求メ得ラル、モノニ付テハ特ニ本地来訪者ノ最大ナル要求ニ応ジテ施設スルニ止メ先ヅ本地ノ特色ヲ益々發揮スル設備ニ力ヲ注ガン

第3章 関東大震災と復興活動

トスルモノナリ

而シテホテル及ビ住宅等ノ建設ニ付テハ本地ノ環境ニ適シタル優秀ナル設計ヲ選シ例ヒ如何ニ善キ設計ナリト雖同一物ハ單調ナルヲ以テ排除シ各戸ソレ々形式ノ異なる様式トナシ変化ト美觀トヲ増サシメ而テ其布置ニ對シテハ可及的互ニ眺望ヲ害スル如キコトナキ様相當ノ間隔ヲ置キテ其間ニ樹木ヲ配シ粗野ナル家ヲ避ケテ一戸トシテモ全体トシテモ宛然一幅ノ絵画タラシムルモノニシテ而テ本地ノ善美ナル自然ヲ傷クルコトナク却ツテ其ノ來訪者及ビ住人ニ快感ヲ覺ヘシメ他ノ日本ノ総テノ名所ニ於ケルガ如ク櫛比乱雜俗惡不体裁ニシテ折角味ヒ得シ高尚優美ノ感情モソレガ為メニ破壊セシムル事ナキヲ期スルモノナリ

即チ此ノ主意ヲ方針トシテ別紙ノ設計図ヲ作製スルモノナリ

(真鶴町役場蔵)

日本鐵道事業株式会社およびその後の箱根土地株式社によ

る遊園地開発が実現できず、箱根土地株式会社とは契約を解除し、日本鐵道事業株式会社とは再開の話が進まない間、奥村金作による岬の遊園地設置の申し入れが真鶴村に對しなされた。これに對し奥村金作からの公園施設設計畫書の提出を待つて、遊園地設定のために必要となる保安林の指定解除申請を真鶴村が行うとするのが本史料である。

79 真鶴町字岬遊園計畫概要

一九二九年十二月二十四日

真叢第五六一号

真鶴町字岬遊園計畫概要

当町計畫ノ遊園地中字岬地区ニ於ケル施設概要左記及御報告候也

記

- 一、真鶴町字岬一、一七五番地全面六町二反八畝廿七歩ノ内植樹予定地一町五反歩
- 二、海水浴場、岬南面ノ湾形ヲ成シタル箇所一箇所
- 三、右湾形ノ中央部ニ「プール」一箇所

四、脱衣所一箇所

五、生簀一箇所

六、岬野附近ニ休憩所一ヶ所

其他必要ナル箇所へ共同ベンチ数箇所ヲ設ケ遊覧者ノ便ニ供ス

昭和四年十二月二十四日

真鶴町外二ヶ村組合長 松本 赳

帝室林野管理局長 三矢宮松殿

住宅地并ニ公園地計画書

鉄道熱海線開通ニ因ル沿道町村ノ陰ニ陽ニ蒙ル所ノ利益ハ誠ニ甚大ナルモノニシテ近ク湯ヶ原町熱海町等ノ如キハ都人士ノ静養地トシテ其發展殊ニ著シキニ比シ吾ガ真鶴村ハ依然トシテ旧態ヲ脱シ得ゲルハ誠ニ遺憾トスル所ナリ

サレバ本村ハ公益上開叢ノ第一歩トシテ村共有地ナル字岬、中山一本松、等ノ景勝地ヲ利用シテ住宅地并ニ公園地ヲ計画スルニ当リ左記ノ設備ヲナスモノトス

字岬、中山ノ如キ無立木ノ原野ニハ夏ハ避暑冬ハ防風且

ソ風致増進ノ必要上多ク松、杉、檜等ノ常盤木ヲ植ヘ付クルモノナルモ早ク之レガ陰影ヲ欲スルコトナレバ出来得ル限り成木ヲ移植スルモノナリ

此予算金貳千円也トス

字岬、先端ノ海岸、番馬浦、内袋等ノ一小港ヲナセル所ニハ海水浴場ノ施設ヲナシ脱衣場其他適當ノ設備ヲ為スモノトス

此予算金貳千円也トス

来遊者ノ交通散步等ニ便ナラシムル為メ適宜ニ道路ヲ開鑿シ所々ニ休憩所ヲ設ケ又売店ノ設備ヲ為スモノトス

此予算金貳千五百円也トス

土地ノ形状ヲ斟酌シテ普ク住宅地ノ開叢ヲ計リ一般希望者ノ要求ニ応ズルモノナリ

此予算金參千五百円也トス

以上経営費予算額壹万円也ハ村収入ニ係ル漁場料金中ヨリ支出スルモノトス

公園地計画予算

一金壹万円也

予算総額

第3章。関東大震災と復興活動

内 訳

金貳 千 円 也 植 樹 費

金貳 千 円 也 海水浴場及脱衣場費

金貳千五百円也 道 路 開 鑿 費

金參千五百円也 住 宅 地 整 地 費

各費目別予算内容明細書

一金貳千円也

植樹費予算額

内容明細

金六 百 円 也

字中山一、一七八番植樹予定面積一町歩植樹
数本径三寸乃至四寸ノ松樹三百本

金千四百円也

字岬一、一七五番植樹予定面積二町五反歩植
樹数本径三寸乃至四寸ノ松樹七百本

一、位置及反別

字中山一、一七八番六町一反四畝二十五歩ノ内植樹予

定面積約一町歩

字岬一、一七五番六町二反八畝二十一步ノ内植樹予定

面積約二町五反歩

植樹予定面積計三町五反歩

二、樹種、樹数及分布予定

樹種ハ町有林ノ松樹ヲ移植スベキヲ以テ買収費ヲ要セ

ザルモノトス

樹数ハ計一千本トシ移植費一本ニ対シ仕上リ金貳円ト

ス

分布ハ字中山三百本字岬七百本トス

一金貳千円也 海水浴場及脱衣場予算額

内 訳

金六 百 円 也

掃海費及土木費一ヶ所各金二百円宛三ヶ所分

金千四百円也

脱衣場三ヶ所分別紙図面及設計書ノ通り

一金貳千五百円也

道路開鑿費予算額

内 訳

金七百四十拾円也

字一本松住宅地ヨリ字岬先端ニ至ル幹線道路
幅十二尺延長三百七十間開鑿費

金二百八拾円也

字一本松、字中山境界線ニ沿ヒ字中山先端海
岸ニ至ル幹線道路百四十間開鑿費

金千五拾円也

散歩道幅員六尺延長七百間開鑿

金三百六十円也

休憩所木造平家建吹キ抜キ上家奥行二間間口
三間ノモノ三棟幹線道路分岐点一棟字中山先
端一棟字岬先端一棟

金七 十 円 也

休憩所備付其他用木製腰掛長六尺ノモノ三十
脚

一金參千五百円也

住宅地整地費予算

内 訳

金八 百 円 也

字一本松整地面積四百坪

金二千四百五十円也 字中山同 上七百坪
 金二百五十円也 字岬同 上百坪

整地面積計 千二百坪

(真鶴町役場蔵)

一九二七年(昭和二)から始まった奥村金作による岬の遊園地設置計画の実現には、真鶴岬一体の森林の伐採をとまなう開発行為が必要であった。そのためには、村の共有林が農林大臣により保安林の指定を受けており、その解除が必要であった。さらに岬一帯が御料林であったため、その払い下げを必要とした。本史料は遊園地設置を目的として払い下げを受けるため帝室林野管理局長に提出したものである。結局この時は払い下げは実現せず、遊園地計画も立ち消えとなるのである。

第五節 教育と文化

80 岩尋常小学校敷地に関する契約書

一九二四年十二月十日

印印紙

契 約 書

岩村ハ岩尋常小学校移転ニ付其敷地トシテ岩村滝門寺所有左記土地賃貸借ノタメ岩村財産管理者真鶴村外二ヶ村組合長草柳由太郎ト滝門寺住職川口仁龍及檀徒総代ト左記各項ノ契約ヲ締結ス

一、土地ノ表示

一 岩村滝ノ元	七〇六番	畑	二九歩	畦畔	一〇八歩
一 "	七〇七	田	八歩	"	六歩
一 "	七〇八	"	一一歩	"	五歩
一 "	七〇九	"	二四歩	"	八歩
一 "	七一	"	五二〇歩	"	二〇〇歩
一 "	七一二	"	一、三五歩	"	一一〇歩

第3章 関東大震災と復興活動

一、岩村瀧之元 七一三番 田五二六歩 畦畔 一九歩
 一〇番イ号宅地 二〇〇坪

換算合計

九八九坪

二、賃貸人ハ土地ノ租税其ノ他ノ公課ヲ負担ス

三、賃借料ハ一ヶ年一反歩ニ付玄米三俵ノ割合トシ玄米

八俵ト見做シ一俵時価金拾六円五拾銭合計金百参拾貳

円ト算定シ毎年十一月廿五日其年度分ヲ真鶴村外二ヶ

村組合役場ニ於テ支払フモノトス

四、賃貸借ノ存続期間ハ此契約締結ノ日ヨリ向フ二十ヶ

年トス

五、賃借人ニ於テ借地料ノ支払ヲ怠リタルトキハ賃貸人

ハ何時ニテモ土地ノ明渡シヲ請求スルコトヲ得

六、賃借人ハ土地返還ノ場合ニ於テハ之ヲ原状ニ復スベ

シ

七、賃貸借料ハ五ヶ年毎ニ附近ノ状況ヲ斟酌シ増減スル

モノトス

八、地目変換ニ依ル公租公課ノ増額スル場合賃貸人ノ相

当要求アルトキハ協定ノ上之ニ応ズルモノトス

九、本契約ニ疑義ヲ生シタル場合ハ総テ賃貸借両者間ニ
 於テ協定スルモノトス

右契約ヲ証スルタメ本書二通ヲ作製シ各一通ヲ保持ス

大正拾参年拾貳月拾日

岩村財産管理者

真鶴村外二ヶ村組合長 草柳由太郎 印

足柄下郡岩村瀧門寺

住職 川口仁龍 印

同 同

檀徒総代 鈴木柳吉 印

足柄下郡岩村

青木仙次郎 印

足柄下郡岩村

同 山本五九平 印

印紙印

追加契約書

大正拾参年拾貳月拾日附契約ニ係ル岩村字瀧ノ元所在岩
 村国民学校敷地賃貸借ノ件賃貸借期間満了ニ付左記ニヨ
 リ契約更新スルモノトス

記

一、賃貸借期間 自昭和拾九年拾貳月拾日 至昭和參拾九年拾貳月九日 満貳拾ヶ年

一、賃貸借料金 壹ヶ年百四拾五円也

右更新契約ヲ証スル為本書二通ヲ作り各自壹通ヲ保有ス
昭和拾九年拾貳月九日

岩村財産管理者

真鶴町外二ヶ村組合長 高橋仙太郎 印

岩村瀧門寺

住職 川口仁龍 印

(真鶴町役場蔵)

岩村立尋常小学校は関東大震災で校地は崩壊、校舎は全潰の被害を受け、校舎の移転先として瀧門寺門前の瀧門寺所有地を借用することとなった。そのことを岩村財産管理者たる真鶴村外二ヶ村組合長と瀧門寺住職との間で正式に確認したのが本契約書である。

81 岩村立青年訓練所設置について

(イ) 青年訓練所設置に関する件

一九二六年六月二十五日

議第一三三号

青年訓練所設置ニ関スル件

岩村ハ大正十五年四月十九日勅令第七十号青年訓練所令ニ依リ青年訓練所ヲ設ケ岩尋常小学校ニ併置スルモノトス

大正十五年六月二十五日提出

真鶴村外二ヶ村組合長代理

助役 朝倉常吉

『同日原案可決』

(ロ) 岩村立青年訓練所規則 一九二六年六月二十五日

議第一四号

神奈川県足柄下郡岩村立青年訓練所規則

第一章 目的 名称

第3章 関東大震災と復興活動

第一条 本訓練所ハ青年訓練所令ニ依リ青年ノ心身ヲ鍛

練シテ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス

第二条 本訓練所ハ神奈川県足柄下郡岩村立青年訓練所

ト称ス

第三条 本訓練所ハ岩尋常小学校ニ併置ス

第二章 訓練ノ期間季節日時

第四条 訓練期間ハ四年トス

第五条 本訓練所ノ訓練ハ毎年一月ニ始マリ十二月ニ終

ル

第六条 本訓練所ハ通年制トシ訓練日時ハ左ノ通りトス

訓練ノ部

期別	第一期	第二期
期間	自一月一日 至六月三十日	自七月三十一日 至十二月三十一日
日時	毎月一日、十五日、二日間	毎月一日、十五日、二日間
教練時間	自午後零時三十分 至五時五十分	自午後零時三十分 至五時五十分

但シ天候ノ都合ニヨリ繰上教練ヲナスヲ妨ゲズ

主事必要ト認ムル者ニ対シテハ大正十五年ニ限り此時

間ヲ倍数トナス事ヲ得

訓練ノ部

期別	第一期	第二期
期間	自十月一日 至十二月二十日	自二月二十日 至三月二十五日
日時	官公署休暇日ノ外毎日	同上
訓練時間	自午後七時三十分 至九時三十分二時間	同上

第三章 訓練

第七条 訓練項目ハ修身及公民科教練普通学科、職業科

トス

第八条 普通学科ハ国語数学歴史地理理科トシ職業科ハ

農業トス

第九条 訓練時数ハ四年ヲ通ジテ修身及公民科百時 教

練四百時 普通学科二百時 職業課百時ヲ下ラザルモ

トス

第十条 訓練課程ハ左表ニヨル

職業科農業	科 学 通 普					教 練	公修 民身 科及	訓練項目		年次
	理 科	歴 史	地 理	数 学	国 語			時 数	要 項	
四二	一〇	一〇	一〇	六四	七四	一二〇	四二	要	第一	
要普通作物農業大	ナル日常生活ニ必須ノ理科的事項	我が国ノ大勢 諸外國ノ大要	我が国ノ大要	四則・小数・分数 珠算加減	普通大ノ講読外 文習学等	各個教練部隊教 練中勤務等	人倫道德ノ要旨 公民トシテノ必 須ナル事項	年次		
四二	一〇・五	一〇・五	一〇・五	六四	七四	一二〇	四二	時 数	第二	
〃	〃	〃	同 上	同上ノ外比例 珠算乗除	同 上	話 測定、軍 信号、距 離	同 上	要 項	年次	
四二	一〇・五	一〇・五	一〇・五	六四	七四	一二〇	四二	時 数	第三	
同上ノ外 園芸	同 上	同 上	同 上	幾何ノ外代数的 事項	同 上	同 上 復演	同 上	要 項	年次	
四二	一〇・五	一〇・五	一〇・五	六四	七四	一二〇	四二	時 数	第四	
〃	〃	〃	同 上	同 上 復習	同 上	同 上 復演	同 上	要 項	年次	
一六八	四〇	四〇	四〇	二五六	二九六	四八〇	一六八	時 数計		

前項ノ訓練項目ハ教練ヲ除ク外適宜分合シテ之ヲ授ク
ルコトアルベシ

ト認メラレタル者又ハ特別ノ事由アル者ニ対シテハ一
部ノ訓練項目ヲ課セザルコトアルベシ

第十一条 現ニ学校ニ在学スル者若クハ相当ノ学力アリ

第四章 入所退所等

第十二条 本訓練所ニ入所スルコトヲ得ル者ハ前年十一月三十日ニ於テ十六歳以上十七歳未満ノ者トス

但シ已ムヲ得サル事情アリト認メタルトキハ十七歳以上ノ者ヲ入所セシムル事アルベシ

第十三条 入所期ハ毎年一月トス 但シ止ムヲ得サル事情アリト認メタル者ハ中途入所セシムル事アルベシ

第十四条 本訓練所ニ入所セントスル者ハ学歴書ヲ添ヘ主事宛願書ヲ差出スベシ

前項ノ願書ハ保証人一人ノ連署ヲ要ス

第十五条 本訓練所ニ入所シタル者ニハ所定ノ青年訓練手帳ヲ所持セシム

第十六条 他ノ青年訓練所ヨリ転所シタル者ハ本訓練所ニ青年訓練手帳ヲ提示スベシ

第十七条 本訓練所ヲ退所セムトスル時ハ其事由ヲ述べ且ツ青年訓練手帳ヲ提示シ出席時数其他必要ナル事項ノ記入証明ヲ受クベシ

第十八条 訓練ヲ受クル者ニシテ居所身分等ニ変更ヲ生ジタル時ハ其ノ都度届出ヅベシ

第五章 修了賞罰費用

第十九条 所定ノ課程ヲ修了シタル者ニハ左記様式ノ修了証ヲ授与ス

第何号

修了証

訓練所印

本籍及氏名

生年月日

右ノ者本青年訓練所ノ課程ヲ修了セシコトヲ証ス

年月日

神奈川県足柄下郡岩村立青年訓練所

主事 氏 名 印

第二十条 本訓練所主事ハ必要ニ応ジ訓練ヲ受クル者ニ対シテ賞罰ヲ加フルコトアルベシ

第二十一条 本訓練所ニ於テハ訓練ヲ受クル者ヨリ訓練料ヲ徴集セズ

(真鶴町役場蔵)

(イ)と同じ史料が真鶴村にも残されており、真鶴村外二ヶ村

組合で同一歩調をとって、この時期に青年訓練所が設置された様子がうかがえる。青年訓練所の教育課程については、訓練期間四か年で年間二期制をとることや、各年次における訓練項目等について、(d)の岩村立青年訓練所規則に定められている。

82 神静女学院教育費補助に関する件

一九二七年十月二十八日

議第二八号

教育費補助ニ関スル件

岩村ハ昭和二年度ニ於テ左記学校ニ対シ頭書ノ通り其費用ヲ補助スルモノトス

一金六拾円

私立神静女学院

昭和二年十月二十八日提出

真鶴町外二ヶ村組合長 松本 赴

『同日原案可決』

(真鶴町役場蔵)

神静女学院は、湯河原に神静学院という男子校が設立された後、一九二七年（昭和二）四月一日、真鶴村一八八〇番地に三輪義恵によって設立された私立学校である。女子に家事裁縫を主として授けることを目的とし教育活動が行われた。一九三二年（昭和七）町に移管されるまで三輪義恵が校長として経営、指導を全面的に行った。修業年限は二年で、教室数は三を数え、学科目としては、裁縫（和服・手芸・洋服・ミシン）、修身、国語、数学、家事、英語、習字其の他がおかれていた。

83 真鶴小学校震災記念碑 一九二九年九月一日

(碑文表)

震災記念碑

大正十二年九月一日地大ニ震フ本町ノ家屋倒壊算ナク火災ニ次ニ海嘯ヲ以示シ死者百傷者数百宛然焦熱地獄ヲ現ゼリ本校舎亦倒壊火ヲ失ス時正午ニ近ク幸ニモ児童退出後ナリシガ訓導鈴野幸次郎神戸好雄高橋斗三郎齋藤キワノ四氏執務中難ニ殉ジ児童十数名亦其家ニ在リテ惨死セリ校長岡田英治氏身ヲ挺シテ猛火ノ中ヨリ 御真影ヲ避

難シ奉リタルモ亦重傷ヲ負フ斯クテ校舎全部烏有ニ歸セ
ルガ昭和二年再築壯大ノ美ヲ呈ス今七周年ヲ迎ヘテ追憶
ノ念禁ズル能ハズ一同相謀リテ茲ニ記念碑ヲ建立シ以テ
死者ノ幽魂ヲ慰メ追悼報恩ノ心ヲ表シ且之ヲ後人ニ伝ヘ
テ平素天変ニ備フベキヲ誠シム

昭和四年九月一日

(碑文裏)

真鶴尋常高等小学校職員児童
卒業生并有志

建設委員

真鶴尋常高等小学校長 平田哲宗

同 訓導 中村隆三

同 同 佐藤孝平

同 同 町田由太郎

賛助員

真鶴町外二箇村組合長 松本 赳

同 助役 熊本勢太郎

同 学務委員 青木 宗吉

青木熊五郎

碑石寄附者 間瀬忠次郎

請負人 平井政吉

石工 小沢菊藏彫刻

(所在地 真鶴小学校地内)

関東大震災後七周年を迎えて、真鶴小学校に建設された震災記念碑である。震災の中で殉職した岡田英次校長をたたえる碑文は、昭和恐慌の中で村の再興の精神的教訓ともなった。本碑建設時において真鶴小学校長であった平田哲宗は、関東大震災当時は土肥村役場にあつて、臨時災害部総務部新聞班主任として一九二三年（大正十二）九月三日からの『村の新聞』の発行に携わった人物である。『村の新聞 第五号 九月七日』では、「土肥小学校の児童諸君へ」と題して、震災時の不自由も尊い経験だから「困難に勝つたんれんをなさい」とする一文を掲載している。『湯河原町史』第二巻「近代資料編二五〇頁以下・同第三巻通史編五一五頁参照」

84 岩小學校慰靈碑 一九三五年九月

(碑文表)

慰靈碑

明治廿三年十月廿七日岩小學校設立以來茲ニ四十有六年在職在学中ノ職員児童ニシテ不幸病魔ニ犯サレ又ハ災厄ニ遭フテ其ノ多望ノ生涯ヲ短クシタル者既ニ三十名ニ達ス殊ニ大正十二年九月一日ノ大震災ハ震源ヲ相洋ノ海底ニ発セルタメカ岩村ハ大震ニツグニ海嘯ヲ以テシ職員一ノ児童十一名慘死ノ厄ニ遭ヘルハ今日之レヲ回顧シテ尚哀悼ノ極ミニ堪ヘズ

茲ニ大震災死亡者十三回忌ニ当リ有志發起シテ大方諸賢ノ喜捨ヲ仰キ地ヲ相シ碑ヲ建テ以テ本校設立以來在職在学中死亡セル職員児童ノ靈ヲ慰ム希クハ在天ノ諸靈来リテ饗ケヨ

昭和十年九月彼岸

岩尋常高等小学校長 長谷川直造

(碑文裏)

龜川米次郎	青木良三郎
土屋萬太郎	朝倉常吉
向笠由之助	清海友次郎
起 黒田眞次	柴山吉太郎
発 二見毅一郎	鈴木豊之助
遠藤與之吉	鈴木辰五郎
青木富次郎	

(所在地 岩 瀧門寺地内)

関東大震災による岩小學校の職員・生徒二名の犠牲者に對して行われた十三回忌の法要を期して、瀧門寺境内に建設された慰靈碑の碑文である。